

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、「市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができる」地域社会を実現するために平成3年に第1館目が開所し、以後30年以上に渡って、その時代時代に現れる様々な福祉・保健ニーズの解決に向けての取り組みを行っています。

そして、この令和の時代においては、横浜市の総人口は減少局面に入りつつ、将来にわたって高齢者人口の増加と高齢夫婦世帯と高齢単独世帯の増加、認知症の人の増加が見込まれています。これらの社会の変化は、身寄りのない独居高齢者を増やし、地域に孤独・孤立の問題をもたらしつつあります。また同時に高齢者も、子どもも、障がい者も、生活困窮者も、そしてこれらのカテゴリーには入らなくても潜在的な生きづらさを抱えた人々の様々な問題が地域の端々に現れるようになっています。

このような新しい段階に入った地域の課題に対し、私たち若竹大寿会は多様な福祉サービスを横浜の地域に根差して展開している法人として、これまで培ってきた地域の様々な団体や組織、人々との関係性を基盤に、区役所や区社会福祉協議会と共に、個への援助を行うと共に個を支える地域を作る援助に取り組みます。そして、地域の医療福祉保健の関係機関とともに地域包括ケアシステムの実現、更にその先の地域共生社会の実現を目指し、次のような観点で取り組みます。

1. まちづくり

地域に暮らす多世代、多様なニーズを抱える方々が、その人らしく住み慣れた地域で共に暮らしていくように、地域の様々な層の人々や団体への働きかけを行い、ソーシャルアクションを行います。

地域の様々な団体が担い手不足の課題に直面しています。私たちは地域ケアプラザが持つ「繋ぐ」機能、「育てる」機能、「見つける」機能を活用して、今まで地域活動への参加に消極的だった人々への関わりを行い、地域力の向上に向けた取り組みを行います。

2. 場の提供

地域に行く場所があることは、高齢者のみならず、子育て世代や障がい者、そして現在は社会との繋がりが持っていない人にとて重要です。多目的ホール等の地域ケアプラザの機能を使って各種自主事業を行い、集う場の提供を行っていきます。

3. 担い手育成

ケアプラザや地域の中で活躍するボランティアや地域福祉活動の担い手を育成します。

担い手不足は様々なところで呼ばれています。ゼロから育成していくというスタンスではなく、

多くの情報が集まり多くの人が利用される施設であることのメリットを活かし、ご利用者個人へのサービス提供にとどまらず、地域住民のお一人お一人を繋いで行く役割、新たな分野や活動に踏み出していけるような支援を意識して地域の方と接していきます。

4. 総合相談と情報の提供

総合相談においては地域包括ケアシステムの中心の一翼・地域のワンストップ窓口として、専門分野外であっても一旦必ず受け止め整理し、関係機関に繋ぐ役割を果たしていきます。

5. 必要なサービス調整

日頃から地域資源の把握や各支援機関、サービス事業者の情報収集を行い、必要時に調整できるように努めます。

介護者の入院等、急を要するケースは、必要に応じてケアプラザでサービス調整を行いケアマネジャー選定の支援や選定後のフォローを行います。

6. 各種自主事業の企画・運営

地域のニーズに応じた多様な研修や口座をケアプラザや地域の会場で実施します。また総合相談でも表出することが多いひきこもりや8050問題やヤングケアラーの問題など、複数の制度にまたがった課題への対応においては、制度間や機関同士のつなぎ役となり、制度の谷間で苦しむ人々にもケアが届くように自主事業や講座を企画し周知していきます。

7. 介護保険事業

多様な人が利用され、様々な相談や情報が入ってくるケアプラザという意識を持ちながらデイサービス、居宅介護支援事業の運営に努め、地域で安心して住み続けられるようなサービス提供を行っていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1. 地域の特色について



・中川地区は、都市計画に基づいた宅地やマンション、大規模商業施設と緑道でつながれた公園、里山の自然が残っている地域が共存している地域です。また交通機関も横浜市営地下鉄が整備され、通勤通学の利便性が高く、街並みもきれいで人気が高い住宅エリアです。

・ニュータウン開発が始まったころに入居した若い世代が現在高齢期を迎えつつあることから、今後急激な高齢化が予測されています。

※出典：第4期都筑区福祉保健

- ・大規模集合住宅の建設が始まっていますから、子育て世代の増加が始まり、現在も人口・世帯数は増加しています。平均年齢や高齢化率は横浜市の他地域より低い傾向を保っていますが、大規模開発の落ち着きと共に平均年齢や高齢化率は急激に上昇しています。
- (令和元年⇒令和6年の高齢化率・・・15.4%⇒18.1%)

人口・世帯数・平均年齢・高齢化率の推移

		H17	H22	H27	R2
人口(人)	中川地区	29,897	36,193	38,376	39,108
世帯数(世帯)	都筑区	179,092	201,374	211,764	213,123
平均年齢(歳)	中川地区	10,891	13,673	14,800	15,698
高齢化率(%)	都筑区	67,744	78,884	83,825	88,344
中川地区	35.5	37.2	39.6	42.2	
都筑区	36.3	38.3	40.2	42.5	
中川地区	8.1	10.2	13.5	15.8	
都筑区	10.2	12.5	15.5	17.6	

※出典：第4期都筑区福祉保健計画から

- ・地域活動の担い手は開発以前からの住民が多くかかわっていましたが、今後は新しく住み移ってきた住民への地域活動への参加呼びかけも重要です。
- ・また、いわゆる「呼び寄せ」による高齢住民も多く、慣れない土地での引きこもり対策やつながりづくり、見守り体制の構築も課題です。

2. 地域課題の把握について



※出典：都筑区フォトコンテストから

- ・本地域より先に東京近郊で開発が始まった大規模ニュータウンは、高齢化に伴う人口減少と施設の老朽化など、様々な課題が顕在化しています。中川地域についても、同じような課題が起きることを前提にして、地域で支えあう仕組み作りが必須と考えています。中川地域ケアプラザでは、仕組み作りや連携の中心になる取り組みを進めます。

- ・日毎の相談支援の業務から、地域の課題を具体的に抽出します。
- ・自治会町内会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、地域サロン活動や行事など、地域団体の会合に積極的に出向き参加させていただくことで、地域の魅力や強み、抱えている課題などの情報を共有・理解します。
- ・ケアプラザ内・外で活動する様々な世代や活動団体との交流や情報収集を行い、地域資源としての強みや、様々な立場から見た地域の課題を把握します。
- ・ケアプラザの各職種が把握している地域資源を、地域資源マップで可視化することで情報共有や活動のきっかけのツールとして活用します。

3. 地域の魅力発信と関係団体との連携について

- ・地域ケアプラザの生活支援部門と地域との連携は、タイヤの両輪のように協業することで、多様な魅力を発信できると考えています。生活支援は、主に中川地域ケアプラザの外で様々な関係団体との関係性を強化し、地域活動交流はケアプラザの運用を通して利用者の拡大と関係性の強化ができると考えています。



※出典：東京都市大学、学園祭で高齢者との共同展示

具体的には、地域資源であるNPO法人や、東京都市大学やビューティー＆ウェルネス専門職大学との連携や商業施設、ボッシュホール（区民文化センター）のような新たな施設との連携を強化し、地域の魅力を発信していくとともに、ケアプラザの場を生かして多世代が交流する拠点づくり、仕組みつくりを通して次世代の担い手を発掘・育成していきます。

- ・これまでに立ち上げたサロンの継続的支援と共に自治会館等の公共の場所だけでなく、企業、学校、商業施設など地域の様々な場所も活用して新たなサロンの立ち上げを支援していきます。またそこでは地域包括支援センターの職員がアウトリーチとして訪れ、各種相談会を実施してケアプラザ以外の身近な場所で様々な相談にも対応していきます。サロン運営ではボランティアや元気な高齢者の方が参加することにより、地域を担う次世代が育っていくことも目標にします。
- ・サロン運営や防災訓練など各町内会単位の活動がコロナ渦明けふたたび盛んに行われつつありますので、各町内会の取組や課題を共有する機会を作り、魅力的な活動運営が継続できるように支援します。
- ・医療と介護の連携強化を推進し、地域にある様々な専門機関・専門職がつながり効果的な支援体制構築を目指します。
- ・高齢者自ら介護予防や健康づくりに努める機会を提供し、健康寿命の延伸だけでなく地域の担い手となって活躍できる社会環境を整備していきます。

それぞれの地域の力をベースに考えつつ、高齢化社会への見守り体制の充実と共に、次世代の人材発掘を目的とした多世代交流の機会や事業の開催をケアプラザとして進めてまいります。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1. 基本的な考え方

- ・地域の身近な相談窓口として、日常業務及び地域住民とのつながりを通じて把握した、あらゆる相談及び情報を受け止めます。
- ・受け止めた相談及び情報に対して、地域ケアプラザの各職種が連携して適切な支援を行い、ある

いは適切な専門職機関等につなぎ、支援策を考える場に関わります。

・地域住民や関係者と連携、協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行うとともに、住民主体によるつながりや支え合いのある地域づくりを支援します。

・地域、行政、区社協、関係機関、その他様々な団体及び他の地域ケアプラザと連携し、個別支援や地域支援で捉えた課題と地域の取組を区の施策につなぎます。

2. 地域ケアプラザの“強み”を生かした連携

【区域連携】

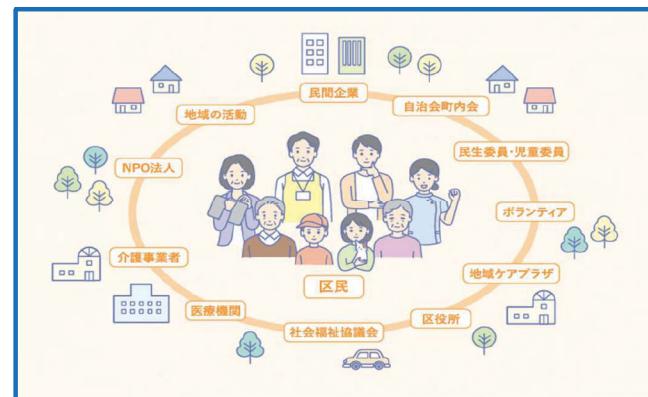
・複数の職種が配置されているため、日常的にそれぞれの職種の専門性を生かした情報収集と情報共有を行うことができ、連携して支援策を考えることができます。区・行政・区社協や他協働団体には、これらの情報を共有し効果的な支援策作成に関係します。

【地域連携（地区連合町内会、地区社協）】

・おおむね中学校区に1館設置されているので、地域に身近な存在です。地域密着から、解決困難な生活課題を抱える地域住民の存在を把握し、早い段階から区役所や区社協につなぎ、ともに支援します。

【個別支援連携】

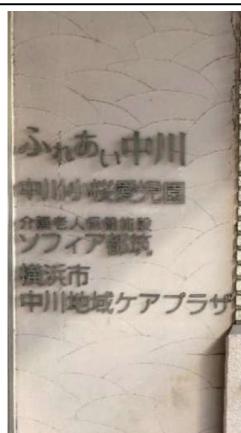
・地域住民の活動場所となる「場」を有しているため、地域住民との顔の見える関係づくり、ボランティアなどの担い手発掘及びネットワークづくりを行うことができます。ケアプラザが中心になり、個別支援に関わる人をつなぎ、ともに支援策を検討すると共に、適切な段階で区域連携や地域連携につなぎます。



※出展：令和4年横浜型地域包括ケアシステム都筑区アクションプラン

(4) 合築施設との連携について *葛が谷地域ケアプラザ、中川地域ケアプラザのみ記載

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。



1. 合築施設との連携について

・中川駅上部にある「ふれあい中川」は、未就学児の保育施設と介護老人保健施設、高齢デイサービス、児童発達支援、放課後等デイサービス、そして地域ケアプラザが合築されている市民施設です。とても広い年齢層の利用者層が特徴で、1階ロビーで未就学児たちの散歩の出発に居合わせると、貸館の利用者や高齢者の方も、自然と笑顔になる和気あいあいとした雰囲気があります。地域のこどもからその親、実習で訪れる地域の生徒・学生、趣味や健康づくりを楽しむ大人、高齢者、障がい者など幅広い世代の利用者が出入りしています。ケアプラザの事業を通じてこれらの人々が交わることで、互いのニーズ把握や相互の理解が図られ、地域活動の担い手づくり、ボランテ

ィアの発掘などを効果的に行うことができます。

2. 具体的な連携

多世代交流事業として、保育園児と地域高齢者との共同ラジオ体操、情報ラウンジでの保育園児作品展、介護老施設へのボランティア団体による認知症マフ提供などを実施してきました。また障がい者施設である児童発達支援・放課後等ディサービスと共に、未就学児の親子を対象にした「心のバリアフリー音楽療法プログラム」を実施しています。今後は、これら事業の実施回数を増やしながら、保育施設・介護老人保健施設・障がい児者施設との共催事業を発展させていくことで「心のバリアフリー」を推進していきます。



2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

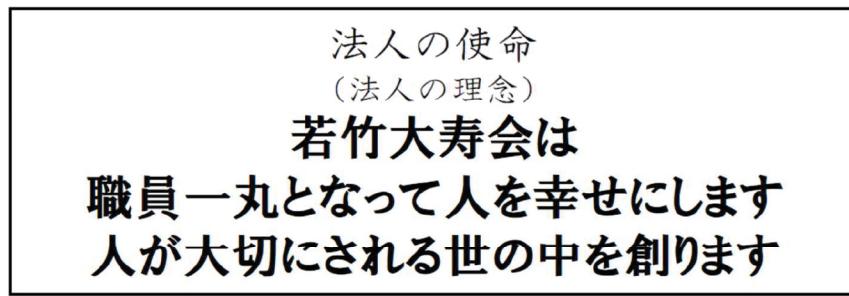
団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

社会福祉法人若竹大寿会は、平成元年から始まった活動の積み重ねのなかで、自ら大切なものとして定義づけてきた「法人の使命」「職員の誓い」「法人のあるべき姿」の三つのキーワードを、法人と職員の行動の方向付けとしています。

そして介護業務や相談業務にあたる職員はもちろん、例えば調理や運転業務など様々な業務にあたる職員も含めた全職員に対し、この三つのキーワードの意味と、そのキーワードにたどり着いた法人活動の歩み、そしてこれから全職員で力を合わせて果たしていくべき仕事の役割について、繰り返し教育し浸透させています。

以下、三つのキーワードについて説明します。

1. 法人の使命（理念）



これは通常、「理念」という言葉で表現される法人の活動目的の定義です。しかし「理念」という

言葉は若い職員になじみが薄く、額に掲げて日常的には忘れ去られる恐れがあるため、当法人では「使命=果たすべき役割」と表現し、「法人の使命=職員の果たすべき役割」として徹底を図っています。

具体的な職員教育のなかで、我々の仕事の目的は人を幸せにすることであることを教え、その上で「介護」や「相談」などの専門性を活かし、目の前の一人一人の方に寄り添うことができるよう指導しています。また、福祉職として「人を幸せにすること」に際して、一人だけの専門性でなく、それぞれの専門家や機関が連携を行うことで、一人ではできない支援を生み出すことの大切さも教えています。さらに、日々の地道な活動の結果、「人が大切にされる地域を創ることに貢献する」ことを、法人の究極の活動目的として追い求めています。

2. 職員の誓い

若竹大寿会職員の誓い
私達の目指すもの、それは
自分自身が親にしてあげたいお世話
自分自身の子どもにひらきたい未来
自分自身が利用したいサービス

当法人は平成元年より活動を開始していますが、当時、介護は家族が行うことが当然で福祉の世話になるのは一部の限られた人々であり、逆に福祉の世話になることは恥ずかしいことだと見なされていました。その結果、福祉サービスの従事者ですら、行っているサービス自体が自分には関係のないもの、与えてあげるもの、文句を言わず受けるべきものと考える人々が見受けられ、サービスの質はなかなか向上しませんでした。

その時代に当法人では、「自分自身が、当事者として求めるものをこの世の中に作り出していく」と職員に呼びかけ、職員の誓いとして「私たちの目指すもの、それは自分自身が親にしてあげたいお世話、自分自身が入りたいホーム」という標語を、日本の中でもいちはやく掲げました。その後提供サービスが施設だけでなく在宅に広がることにより、「ホーム」の言葉が「サービス」へ、さらに障がい児・者支援に広がることにより、「自分自身の子供にひらきたい未来」が加えられていました。

その結果、例えば自分自身の身になれば決して望まないであろう身体拘束の法人内全サービスでの廃止を長年実現していますが、これだけの規模で継続的に身体拘束の全廃を実現できていることは全国でもあまり例のないことです。

当法人の職員は、採用時にこの言葉の意味を教育されます。その後に、この誓いの言葉を記載された書面に、ひとり一人署名し、直接理事長に手渡して、誓うことで、正式な職員として採用されます。

3. 法人のあるべき姿

若竹大寿会のあるべき姿 地域の信頼を得て 地域を支え、地域に支えられる法人

かつて高齢者介護は、特別養護老人ホームに入所することでしか受けられない時代がありました。その時代に当法人は特別養護老人ホーム若竹苑の一施設だけで、全神奈川区と鶴見区の一部を支えていました。そして、限られた施設のなかだけでは人々を救いきれないことに気がつき、市内の社会福祉法人として最も早く地域に目を向け、上記の言葉を法人のあるべき姿として掲げ、在宅支援の活動に出て行きました。訪問介護や訪問給食、訪問入浴と、社会福祉法人に活動の機会が広げられるたびに、サービスと活動範囲を広げ、その結果、市内の社会福祉法人のなかで、最も多くの介護保険サービスを提供できる法人、7ヵ所の地域ケアプラザを運営する法人、通常の訪問介護サービスに加え定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの指定を受けている法人、職員総数1,500名の市内最大規模の社会福祉法人として、地域を支える活動を広範囲に展開しています。



中川地域ケアプラザ
都筑区

特別養護老人ホーム
わかたけ都筑



介護老人保健施設
リハビリート青葉

サービス付き高齢者向け住宅
わかばの杜

青葉区

特別養護老人ホーム
わかたけ青葉



訪問介護事業所
わかたけの杜

すすきの地域ケアプラザ



特別養護老人ホーム
わかたけ南

夢タウン
こがね町すこやかクリニック

南区

社会福祉法人若竹大寿会

法人使命

**若竹大寿会は
職員一丸となって人を幸せにします
人が大切にされる世の中を創ります**

港北区



グループホーム
わかたけ小机



特別養護老人ホーム
わかたけ鶴見

東寺尾地域ケアプラザ

鶴見区

神奈川区



片倉三枚 地域ケアプラザ

沢渡三ツ沢 地域ケアプラザ

六角橋 地域ケアプラザ

グループホーム わかたけ西青葉

法人別荘センター 訪問介護 東白楽事業所

障がい者 後見的 支援施設 おんぶ

なでしこ

むさし

なでしこ

やまと

杜松地域密着型 多機能ホーム

東京都品川区



杜松地域密着型
多機能ホーム

4. 法人の実績

・業務改善活動の取り組み

少子高齢化や介護人材難での人材確保が難しくなる状況を考慮したうえで、介護現場での生産性向上に向けての取り組みとして昨年度に引き続き、法人内の入所施設を対象に最小人数での現場運営の為の業務改善を実施しました。今年度は最少人数での現場運営と職員の負担軽減を

両立させ、生まれた余力を職員のやりがいにつながる活動への展開、専門性の向上のための研修参加、有給等の取得に充てる事を目指し、実現しています。

・介護ロボット（福祉機器）の積極的な導入

法人全体では、2023年度末現在69種、1,936台の介護ロボット（福祉機器）を導入・活用しています。

現場職員による評価 おすすめ福祉機器



1 離床アシストロボット リショーネ

使用頻度	毎日
操作性	4.1 ★★★★★
準備にかかる時間	3.9 ★★★★☆
使用にかかる時間	3.9 ★★★★☆
ご利用者の負担	4.4 ★★★★★
職員の負担	4.7 ★★★★★
他施設へのお勧め度	4.6 ★★★★★



- 職員の移乗介助の負担は抜群に軽減され、利用者様も抱えられる事がなくなり負担もないかと思います。

- 操作に慣れるまでは、分離、合体の時間が気になるが二人介助での負担を考えるととても使いやすい。

- 移乗介助の負担、内出血のリスクが激減。操作も難しくない。

2 スライディングボード付き車椅子 ラクーネ

使用頻度	毎日
操作性	4.0 ★★★★★
準備にかかる時間	4.4 ★★★★★
使用にかかる時間	4.4 ★★★★★
ご利用者の負担	4.4 ★★★★★
職員の負担	4.0 ★★★★★
他施設へのお勧め度	4.2 ★★★★★



- 機能としてはとても優れているが、ベッドの高さを合わせるなど慣れるまでは少し使い方が難しいと思った。

- 座面にクッション等を敷くと移乗しにくくなるが、抱えなくていい分負担は少ない。

- ご自身で移乗する場合には大変有効ですが、高低差をつけて職員が一部介助の対応をしたい場合にはご利用者様のタイプにより検討が必要と思う。

3 移乗サポートロボット Hug（ハグ）

使用頻度	毎日
操作性	4.0 ★★★★★
準備にかかる時間	3.8 ★★★★☆
使用にかかる時間	3.8 ★★★★☆
ご利用者の負担	3.6 ★★★★☆
職員の負担	4.0 ★★★★★
他施設へのお勧め度	4.0 ★★★★★

- 二人介助が一部介助になるため非常に楽。操作自体も簡単。ご利用者様によっては痛がる事もあるので、全員に使用できるわけではなく見極めが必要。

- 立位が不安定な方のトイレ内の陰洗時などに使用している。

- 移乗の見た目が悪くフロアでの移乗には抵抗がある。移動は電動アシストがありスムーズ。

Copyright © 社会福祉法人 若竹大寿会 All rights reserved.



最少人数での現場運営を安定して継続して行くために、次年度も引き続き業務改善と職員の負担軽減の両立に向けての取り組みを行っていきます。その一つとしてサポートスタッフの配置基準を定め、基準に沿った配置を進めることで職員の孤立感解消を目指します。福祉機器の導入に関しては、2023年度同様、見守り等の業務や身体的な業務負担の軽減をはかる機器の選定、トライアル、導入により職員の負担軽減を図ってまいります。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1. 予算の執行状況

・令和5年度の決算ですが、前期に比べて大きく増収となりました。要因としてはコロナ渦からのご利用者数の回復や、令和5年度に開所の介護老人福祉施設わかたけ都筑の経営安定などが挙げられます。ただし近年の光熱水費や人件費の増加に伴いサービス活動増減差額は減少しています。

- ・令和6年度当初予算の執行状況
ですが、上半期における法人累計額での収入は、予算以上でしたが、人件費や事業費の伸びがそれ以上に大きく収益は予算を下回っております。

【 2023年度(令和5年度)決算の概況 前期比】

(単位:千円)

項目	2023(R5)	2022(R4)	増減
サービス活動収益計	8,905,620	8,212,207	693,413
サービス活動費用計	8,728,446	7,975,463	752,983
サービス活動増減差額	177,174	236,744	△ 59,570
当期活動増減差額	166,959	250,131	△ 83,172

2. 法人税等の滞納の有無

- ・当法人は社会福祉法人のため、一部収益事業以外は非課税です。法人税・消費税等の滞納はありません。

3. 財政状況の健全性等

- ・令和5年度は、コロナ対策においても赤い字に陥ることなく安定したサービス提供を継続するために、低下した利用率やサービスの復活を優先目標に掲げ、活動を行ってきました。

その活動により、令和5年度実績として、通所事業所全10事業所中（通所介護7事業所、通所リハビリ3事業所）の7事業所で、昨年度と比べ利用者増となり、法人全体で2,627名の延利用者増となりました。

4. 安定した経営ができる基盤等

限られた予算のなかで多くの方々を支える充実した活動を行う、それが少子高齢化の日本の、そして横浜の福祉活動にとって極めて重要な課題になっています。知恵を出して様々な工夫を行う、これも地域ケアプラザのような公的な活動を担う団体には、最も求められることであると考えます。そのためには、職員の隅々までコスト意識、厳しい経営環境に負けない前向きな姿勢、そして適切な予算執行管理が必要であると考えます。当法人の財務状況および経営管理については、行政当局からも指導監査などでも、市内でも優れているという評価をいただいているが、そこに至るために下記のような積み上げを行ってきました。

・企業会計に基づき、会計事務所の協力による執行管理を実施

当法人は、会計処理における過誤や不正などの防止のため、介護保険が始まる以前より会計事務所を入れて基本的な経理処理は全面的に外部委託しています。また特殊な社会福祉法人の会計を企業会計のルールで表現する手法を開発し、通常は1年が終わらないと収支が分からぬことが多い社会福祉法人の中で、月次で執行状況を把握し、対予算・対前期と比較しながら問題点を把握し、素早く対応をとる体制を全国でも最も早く構築しています。

・コスト意識を持った職員の育成

上記で把握した月次の数字は、それぞれの項目が具体的に分かる表にされ、毎月各事業所毎に所長と現場のリーダー達が参画し、会計事務所も参加する事業所ごとの施設経営会議で公開され検討されます。そして、さらに問題を追求するために必要なデータがあれば、それについて会計事務所に詳細分析を求め、問題点が改善されます。

・法人としてのコスト把握、財務管理

次の段階では法人内地域ケアプラザの所長会議でそれぞれの数字や活動状況が報告され、共通の問題点や対策案の共有が行われます。また、理事長が参画して毎月行われる法人全体の経営会議で報告され、法人全体の財務状況借入金などの状況も含めて共有されます。会議では理事長か

ら、横浜の団体や全国福祉施設経営者協議会介護保険部会の最新の情報・制度動向などが説明され、それらが経営方針に反映されます。

・制度改定など、困難な経営環境に負けない職員意識の育成

三年に一度の介護保険改訂時にはその前年度に、今後の法人を担う次世代リーダーを集めて、改訂対応のプロジェクトチームが組まれ一年間の活動が行われます。このプロジェクトでは国や横浜市の制度改定の方向やその理由が、理事長をはじめとする幹部職員から詳しく説明され、改訂内容の理解が行われます。その上で、逐一入ってくる審議会などの情報が分析され改訂の方向が予測され、またそれに対する対策案が検討されます。その結果は、法人全体の経営会議にも報告され、必要な場合はそれに応じた人事異動や人材採用の戦略が練られます。その結果、他の法人の多くが、改訂が公表されてから初めて対応策を考え、結果として対応に半年から一年の遅れをとるのに対し、当法人では改訂直後から適切な対応をとることができます。またこの間に行われている状況の理解により、核となる職員達は厳しい制度改定に対しても被害的な意識ではなく、前向きに取り組む姿勢を持つことができます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

1. 所長（予定者）の配置

・法人全体で市内 30 か所の福祉施設を運営し、高齢・障がい・地域福祉の様々なサービスを提供しています。地域ケアプラザも 7 か所運営を担っている実績を活かし、地域ケアプラザ業務を含む複数の福祉サービス管理経験がある職員を配置予定です。

2. 法人の専門職育成と採用の仕組み

・法人全体で多くの専門職を採用しています。また採用後も専門資格の取得支援を行っています。2023 年度においては 26 名の介護福祉士、3 名の社会福祉士が誕生しております。
・新卒採用時において、社会福祉士の受験資格を所持している職員はソーシャルワーカーコースという形態で採用し、将来在宅部門においては地域包括支援センター社会福祉士、施設部門においては施設相談員になる人材として、施設での介護のみならず採用初期より地域と関わる研修や現在ケアプラザで業務をしている職員との交流などを行い、ケアプラザへの異動がスムーズに行えるような育成を行っています。

3. 職員の適正な配置について

・指定管理部門のコーディネーター及び包括三職種については、ケアプラザ経験のある者を必ず配置し経験の無い職員の育成担当としての役割を持たせます。
・指定管理部門職員に欠員が生じないよう、法人全体で異動を行える体制を取り、急な欠員が出た場合においても 3 カ月以内には解消できるよう努めます。
・介護保険事業においては、地域ニーズに適合した仕事をするために人員配置基準はもちろんのこと、基準以上の必要な配置を積極的に行います。
・ケアプラザは地域の皆様と一緒に行う事業も多くあるため、協調性・親和性の高い人物の採用

に努めます。

4. 勤務体制について

・ケアプラザの開館時間

月曜日から土曜日まで：午前9時から午後9時まで

日曜日、祝日：午前9時から午後5時まで

※月～土曜日の午後6時以降については、事前に利用予約のない日に閉館している場合あり

※年末年始及び施設点検日（毎月最終日曜日）は閉館日

・勤務体制

開館日、開館時間を考慮し、早番遅番のシフト時間と平日出勤や土日祝日出勤のローテーションによる職員勤務体制を維持し、円滑なサービス提供につなげています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

ケアプラザ職員として公的な役割を理解すること、また担っているということの自覚を促す研修を行います。職員自身が職務に必要な知識・技術を習得し専門性を高められ、キャリアアップにもつながる人材育成、研修を行います。

1. 法人共通の採用時研修

- ・法人共通教本である「わかたけ Book（理念編・ルール編・資料編）」「人材育成カリキュラム」を全職員に配布し、その内容を網羅することで福祉職として求められる知識や法定上受講が義務付けられている必須研修と法人共通の規則、ルールを学びます。新規採用職員のみならず、既存職員も毎年、以下の30項目の必須研修を履修します。



(※) わかたけ Book

・法人共通の必須研修（30項目）

- ①法人理念・使命、②就業規則、③職員倫理規程及び法令順守、④各種保護規定（個人情報保護・プライバシー・著作権）、⑤虐待防止関連法を含む虐待防止、⑥身体拘束の廃止・継続の取り組み、⑦認知症及び認知症ケア、⑧接遇、⑨事故発生または再発防止（福祉機器含む）／リスクマネジメント、⑩感染症・食中毒の予防及び蔓延防止、⑪感染症発生時シミュレーション（BCP含む）／吐物処理・ゾーニング演習、⑫手洗い・ガウンテクニック、⑬各種ハラスマント規定及び防止、⑭業務改善、⑮ノーリフティングケア・福祉機器活用と腰痛予防、⑯ソーシャルメディア管理規定とSNS活用ルール、⑰自然災害に係る業務継続計画、⑱施設内防災訓練、⑲行方不明者対応、⑳職員諸手続（労務関係法含む）、㉑法人事業計画と施設事業計画、㉒給与制度と評価制度、㉓苦情対応、㉔介護道場（基礎介護技術）、㉕コミュニケーション技術の基礎、㉖メンタルヘルス、㉗医療に関する基礎知識（解剖生理、薬剤、心身の特徴、疾患等）、㉘ターミナルケアの基礎知識（医療的ケア含む）、㉙精神的ケア、㉚介護予防及び要介護度進行予防

2. 提案施設独自の研修

- ・ケアプラザ採用者については上記の共通研修に加えて、以下の5項目について学びます。

- ①施設の運営方針
- ②地域との結びつき・役割・機能の理解
- ③地域社会資源の確認
- ④ケアプラザの歴史
- ⑤公正中立

・指定管理部門職員は職種の求められる役割・機能と配置条件により、採用時に同じ職種の先輩職員がいないということが発生しますが、各職種に「アドバイザー」という法人内役職についていた職員がおり、その職員が在籍している法人内他ケアプラザに研修出向を行うなど職種の OJT が可能な体制を整えています。

3. 法人共通研修プログラムの開催・受講

- ・当法人は、法人専用の研修施設「わかたけ研修センター」での集合研修とオンライン研修を併用し、採用後の職員は階層やテーマにより法人共通研修を選択・受講します。
- ・法人共通研修は、新人～管理者までの階層別研修、テーマ別の専門研修、年度毎に定める重点課題研修（新型コロナウイルスや ACP（人生会議）、ハラスマント研修など）、ワーカライフバランス等、年間約 40 プログラムを実施しています。
- ・共通研修のうち全職員が受講する基本研修は、労務管理アプリケーション「わかたけ HR」によりオンライン上で管理し、スタッフ自身と管理者がいつでも研修受講状況や今後の予定がわかる仕組みを構築しています。

法人独自で動画研修パッケージを作成し活用しています。他のテーマ別研修についてもできるだけ動画化し、年間を通して全職員が受講しやすい仕組みを構築しています。

4. その他の研修

- ・資格取得支援講座（介護福祉士、介護支援専門員）を法人内で開催し、令和 5 年度は 26 名が介護福祉士国家試験に合格、法人内合格率は 96.7% とほぼ全員が合格、EPA 介護福祉士候補生は受験者全員合格しています。
- ・令和元年度から法人として介護福祉士実務者研修機関「ケアカレッジ横浜」を運営、開設から令和 6 年度までに 176 名が修了しています。
- ・専門性向上、新たな取り組みの開発・検証のため外部研修や研究発表大会に積極的に参加しています。令和 6 年第 1 回よこはま高齢者福祉研究発表大会では法人内から 7 演題発表し、7 演題全てが優秀賞として表彰されました。
- ・外部研修は本人の希望も考慮し、積極的に参加することで専門性の向上を促進しています。
- ・法人内に留まらず福祉に携わる人や一般の方に向けた受講費無料のオンラインセミナーを開催しています。セミナーのテーマは、新型コロナウイルス対策、疾患別のケアプランの立て方、ACP（アドバンス・ケア・プランニング＝人生会議）、認知症ケア、メンタルヘルスケアなど、専門領域の医師などが講義を担当し、令和 3 年 3 月のスタートから令和 6 年度 12 月迄に 30 テーマ、延べ 2,955 名の参加実績があります。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

1. 維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画の概要

- ・各部屋、厨房（ガス・水道等）・設備・避難誘導灯・破損個所の有無・施錠などの点検は、担当責任者による開館前・閉館後の施設巡回とともに、月1回の専門業者による建物点検、および管理者の自主点検を行い、異常発見等については点検記録簿に記入することを徹底しています。
- ・自動ドアやエレベーター等の設備は、専門業者による定期的な点検、報告を受けています。
- ・専門業者による法定点検項目については、管理者が報告書を必ず確認し、修繕等の必要性に対し迅速に対応します。また委託業者の定期的な評価を実施します。

＜施設の維持管理・保守（法定点検）項目＞

- ・全館清掃とワックスかけ（月1回以上）
- ・消防用設備の点検（年2回）、自主点検（年2回）
- ・設備巡回点検（空調、衛生、電気：月1回）
- ・エレベータ一点検
(3カ月に1回の直接点検と毎月の監視システム点検、フルメンテナンス契約)
- ・自動ドアの点検（3カ月に1回）
- ・配水管点検（年1回）
- ・建築設備点検（年1回）
- ・害虫駆除（年2回）
- ・グリストラップ清掃（年1回）

- ・老朽化が進む建物の現状を踏まえ、エレベーターや設備の改修工事を計画的に実施します。
- ・来館された方が快適にケアプラザをご利用いただけるよう毎日の館内清掃、整理整頓、トイレの清潔維持をはかっています。貸館利用の方にも部屋やロッカーの使用後の清掃にご協力をお願いしています。

2. 感染対策・衛生対策等

法人感染対策委員会からの感染症対策マニュアルを基に、館内や利用備品等の清潔保持とスタッフの定期研修受講によるケアプラザ全体での意識向上、ご利用される方への感染リスク啓発などにより、感染症罹患リスクを低減します。

- ・インフルエンザ、コロナウイルス等感染症対策

手指消毒用アルコールの常設をはじめ、流行期でのマスクの着用・手洗いの励行、二酸化炭素濃度モニタリングでの換気の励行を行い、特に注意の必要なデイサービス利用者等の高リスクの方のいる環境に入られる前に非接触型体温計での体温測定等による健康状態の確認を行います。

- ・ノロウイルス対策

次亜塩素酸希釀液をはじめとしたノロウイルス対策キットを常備し、流行期での手洗いの励行を行います。またガウンテクニックや嘔吐物処理を適切に行えるよう研修を実施します。調理業者スタッフの健康状況について確認し、給食時の感染予防に努めます。

- ・レジオネラ防止対策

浴槽・蛇口・シャワーへッドに関して専門業者による検査を受けています。

デイサービスでは入浴介助業務終了後、使用する浴槽の水は毎日交換し、シャワーへッドの手元

止水栓を解除して蛇口で止水し、手元止水による水分貯留を予防しています。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

ご利用者の皆様が安心して施設をご利用いただけるよう、事故防止、急病対応、防犯、防災対策を含む万全の安全管理体制を整備しています。

1. 事件・事故防止への取り組み

<基本的姿勢>

- ・事故は複数の要因が重なることで発生するため、意識向上・同様の事故防止に向けた啓発に努めています。
- ・万が一、事件事故が発生した際には、法人が策定した事故対応マニュアルに基づき程度をレベル分けし、迅速かつ適切に対応します。特に、事故時には管理者指示のもと、ご家族へ状況を丁寧に説明し、ご理解を得たことを確認の上対応を進めていきます。
- ・事件事故発生時、速やかに該当部門から、横浜市介護事業指導課や区役所福祉保健課、居宅介護支援事業所、同時に法人本部に報告し内容を共有する連絡体制を整えます。

<職員教育>

- ・総論的学習とリスク種別に応じた各論的学習を目的とした職員研修を、法人独自の研修コンテンツを活用し年度ごとの研修計画に沿って定期的に行っていきます。また法人内外の福祉施設での事故ヒヤリケースを学び、予防対策を講じます。

【総論的学習】

- ・リスクマネジメント研修「事故発生または再発防止」(年1回・中途採用者採用時)
- ・倫理規定研修(年1回・中途採用者採用時)
- ・安全運転業務研修(年1回・中途採用者採用時)・運転業務チェック(年3回)

【各論的学習】(人権擁護や情報漏洩予防に向けた理解)

- ・ハラスメント研修(セクハラ、パワハラ、モラハラ等)(年1回)
- ・カスタマーハラスメント研修(法人のハラスメント対応マニュアルを使用)(年1回)
- ・ソーシャルメディア研修(インターネットを用いた情報発信リスク等)(年1回)

2. 急病時の対応

- ・ケアプラザでは、乳幼児から高齢者、障がい者まで幅広い利用者が来所される為、事故対応マニュアルに沿って急病の発生時に対応できる体制を整えていきます。
- ・館内にはAEDを設置し、所管消防署の協力得て救命救急の研修を定期的(年3回)に実施することで、全職員の受講と急病時の対応力を高めています。また、該当地区内のAED設置店マップを置き、ケアプラザを利用する方がいつでも共有できるようにします。定期的な情報収集などを行うことでアップデートにも努めます。
- ・事業毎に、利用される方の感染症等のリスクに配慮し、流行期の予防について感染対策マニュアルに沿った対応を講じています。
- ・万が一の事故や急変発生時には看護職を中心として、救急搬送や医療機関受診の必要性を協議

し、ご家族や関係機関と連携して迅速に対応します。重大な事故が発生した際には、24時間以内に、市及び区への通報とケアプラザ内の事故検討会議を開催し、原因分析と再発防止策を講じます。

3. 防犯への取組

- ・不特定な方が利用する公共施設では、地域の方が安心して利用するための防犯対策が特に重要です。警備システム及び来館時の潜在的な危険を未然に防ぐため、受付に通報システムを設置し迅速な通報に繋げ地域社会と連携した安全な施設運営を目指します。

4. サイバーセキュリティ対策

- ・サイバーセキュリティ上の情報漏洩対策として、PCの起動および一定時間でのスリープによるパスワード保護を行います。盗難対策として、デスクトップPCや、ネットワークハードディスクのチェーンロックとノートPCやタブレットPCは鍵付き収納庫に保管し、PCのローカルディスクには個人情報関連等の高セキュリティデータを保存せず、法人クラウドおよびネットワークハードディスクに保管しています。
- ・個人情報関連等の高セキュリティデータの紛失リスクおよびウイルス感染リスクを予防する為ウイルスチェックの整備を行った業務用USBメモリ以外のUSBメモリの使用を禁止し、業務用USBメモリへの個人情報関連等の高セキュリティデータの保管、ケアプラザからの持ち出しを行いません。
- ・ネットワークへのアクセスは法人共通のセキュリティソフト キヤノン「ESET」を使用し、ウイルス感染を予防します。
- ・ケアプラザ利用者の WiFi 使用にはゲスト ID/PASS を設定し、ケアプラザ内のローカルネットワークとのセグメントを分け、個人情報関連等の高セキュリティデータへのアクセスや利用者機器からのウイルス感染リスクを予防します。
- ・コンピューターウイルスの特徴や、ウイルスメール受信時の受信元の確認方法、添付ファイルの解凍を簡単に行わない等、適宜スタッフにむけた研修を行います。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザが災害時に福祉避難所として機能するために、平時からの綿密な準備と、発災時の迅速かつ適切な対応が不可欠です。区防災計画を十全に理解し、運営マニュアルの管理や教育、訓練、環境整備をはかるとともに、地域住民の皆様や区行政との連携を綿密に行います。

1. 日頃の備え

- ・震度5強以上の地震発生時の職員参集規定を定期的に確認し、応急備蓄物資の適正管理を徹底しています。

- ・発電機、AEDなどの物品の動作確認、オイル交換等を定期的に行います。

2. 訓練と準備

- ・「福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づき、福祉避難所の開設訓練を実施し、「福祉避難所情報共有システム」を活用した全市訓練にも参加しています。災害時には区役所との協定に基づき、要援護者のための二次避難所として福祉避難所を開設します。このため、避難・消火訓練や土砂災害を想定した訓練を年2回以上実施し、地域防災拠点での訓練にも積極的に参加しています。

3. マニュアルの整備と運用

- ・横浜市の標準マニュアルを基に独自の設置マニュアルを作成し、開設手順や責任者リスト、連絡先一覧を明示しています。このマニュアルは災害用携帯電話と共に保管され、内容を職員間で共有することでスムーズな運営準備を可能にしています。
- ・防災備蓄品は複数の職員が定期点検を行い、その情報を共有することで、緊急時に確実に活用できる体制を整えています。また、区の開設通知訓練や所内研修を通じ、防災本部との連携を強化し、適切な開設と運営を実現します。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

法定訓練や地域協力の防災訓練、災害ボランティアネットワークへの参加を通じ、共助の精神で地域全体の防災力向上に努めます。災害発生時においても職員および利用者の安全を確保し、地域との連携による迅速かつ適切な対応を目指します。

1. 自然災害対策の基本的姿勢

- ・災害発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう、災害対策マニュアルや緊急連絡網を整備しています。
- ・火災や地震のみならず、風水害への対応も可能な避難場所として機能し、地域住民との連携を強化しています。
- ・特別避難場所としての避難場所開設訓練を定期的に行い、災害に備えています。
- ・エリアの地域防災拠点と協力し、福祉避難場所や広域避難場所等の運営上の課題解決に向けた検討や訓練実施の支援を行います。
- ・災害や感染症にかかる事業継続計画（BCP）を整備し、定期的に計画の見直しをすると共に、地域住民と協働での訓練を行っています。
- ・建物被害時には速やかに安全対策を講じ、区や関係機関へ報告します。また、震災や風水害発生時には要請に応じて被災者支援を行います。
- ・2024年度は「能登半島地震」へ、県社協を通じて法人職員を派遣しました。老人ホームへの派遣だけでなく、福祉避難所や二次避難所への派遣もあり、施設職員だけでなく法人内ケアプラザの社会福祉士、保健師なども派遣することでき、知見を高めることができました。

2. 訓練と地域連携

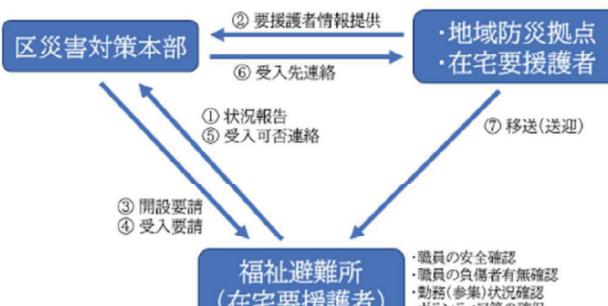
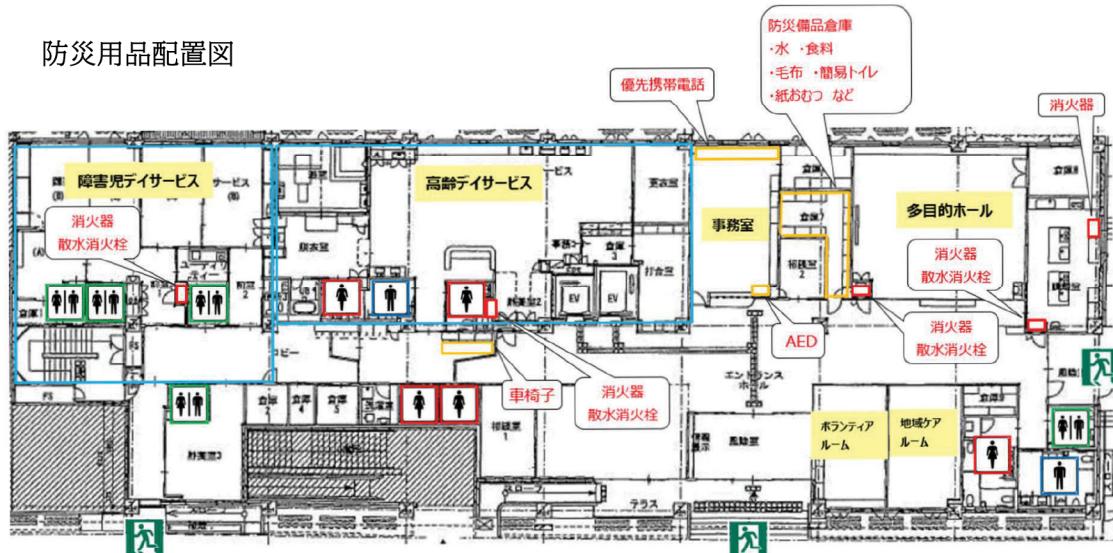
- ・福祉避難所の開設・運営に備え、定期訓練や地域住民向け講座を実施しています。さらに、地域防災訓練や広報活動に参加し、住民との連携を深めています。

3. 防災備蓄と事業継続

- ・備蓄品の適切な管理と防災訓練を徹底するとともに、BCP（事業継続計画）を整備しています。また、安否確認メールや徒步圏内の職員参集体制を整え、迅速な対応を目指します。また備品や必要なマニュアルは館内図やフローチャートにまとめ掲示しておくことで誰でもその場で確認・対応ができるようにしています。

4. 設備と安全対策

防災用品配置図



・設備管理

飛散防止フィルムの貼付や避難用ヘルメットの設置、家具の転倒防止策を施し、施設内の安全を確保しています。

・リスク管理

ケアプラザの敷地や近隣の動線にかかる浸水・洪水や土砂災害リスクのある個所を予め把握するなど、防災マップの活用を通じ、職員や来館者の防災意識向上に努めています。

5. 感染症の発生及びまん延に対する備え

・事業継続性の維持

新型コロナ禍の中で、事業継続を困難にする最大課題は、感染が発覚した場合即座にそのケアにあたった職員が集団で出勤停止になることでした。当法人は当該施設への通勤可能圏域

に多数の職員が在籍しているため、集団感染が発生した場合において、法人内で即日応援を行ふことでサービスの中止を最小限にすることが可能です。

・感染対策に向けた体制整備

感染対策について、横浜市立大学附属病院感染制御部長を顧問に迎え、医師である法人常務理事（法人医療統括責任者、横浜市大附属病院勤務）を委員長とし、法人看護部長（元横浜市立大学附属病院看護部長）、入所施設管理者代表2名、地域ケア施設代表1名、訪問サービス管理者（看護師、元保健所勤務）、法人管理栄養士代表、理事長、副本部長で構成される、法人感染対策委員会で一元化し、最新の科学的根拠に基づき感染対策を実施しています。この委員会は毎回必ず顧問である感染制御部長が参加し最新の情報に基づき、感染まん延期には毎週、準まん延期には隔週、平時には随時開催され、この委員会で法人共通の対策とマニュアル作成、研修が行われます。

・発生時対応

集団感染が発生した場合は各施設の「対応マニュアル」を基に、当日中に施設内の感染対策を行います。感染対策の妥当性ですが、法人本部の感染対策委員会によって検証され、横浜市立大学附属病院感染制御部とも共有されています。

・迅速な情報共有

集団感染が発生した場合は、メーリングリストや法人内SNSで全施設に共有され、周辺施設の管理者、主任、法人本部メンバーを含めた迅速かつ適切な情報共有がなされます。

平時よりマニュアルにて業務の優先順位を規定しています。必要に応じ優先順位の沿って業務の縮小を行います。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

公の施設である地域ケアプラザは公共性の高い事業を行う施設であることを意識し、職員一同が常に地域住民や利用者の視点に添った対応を心掛け、部屋貸しや介護保険サービス事業を行う際は常に公正中立で偏りが生じない情報提供を行います。

1. 部屋貸しの公平性

- ・各団体の種別（I団体・II団体等）をしっかりと管理し、希望日時が重なった場合の抽選を利用者の前で行う仕組みを取り入れ、疑義の生じない貸館業務を行います。
- ・ケアプラザのロッカーの貸し出しについても年1回の見直しを行い、利用団体に偏りのないようにしていきます。

2. 介護保険サービス事業者への公平性

- ・ご利用者の希望に沿った事業者選定を心掛けます。
- ・希望事業者が無い場合等においては、ハートページや事業所リストからご利用者が選べるよう支援し、特定事業所への誘導を行いません。
- ・会議等で介護保険サービス事業者とは顔の見える関係作りに努め、公平性に疑義の生じないよう努めます。
- ・居宅介護支援事業においては、特定事業所集中減算を生じさせないよう最大限の注意を払って

運営いたします。

- ・年1回、地域包括支援センターにおける公正中立性の確保に関するアンケート調査を実施し、横浜市に報告するとともに、課題があった場合は改善していきます。
- ・ご利用者様の要望やニーズを踏まえた事業所の選定ができるよう、地域のサービス事業者の連絡会を定期的に行います。

3. コンプライアンスの推進

- ・職員は、関連する法律・諸規定を厳守し、常に良識を持った行動をとることを心がけます。
- ・法令順守にとどまらず、地域住民の期待に応えられるよう行動することを目指します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域住民、ご利用者様のニーズ・要望・苦情に関しては、職員で検討・改善していきます。

また、お褒めいただいたご意見に関しては、さらに発展させるよう研鑽して参ります。

1. ご利用者のご意見・ご要望及び苦情等の受付方法について

- ・日常業務からの把握
日ごろの業務を通じた相談窓口や来館者、地域の方々との接点や会話からご意見などを把握します。
- ・ご利用者アンケートの実施
定期的に指定管理者、各自主事業、デイサービスなどの各サービスご利用者に対してアンケート調査を実施し、ご意見ご要望を把握します。
- ・ご意見箱の設置
館内にご意見箱を設置し、直接は伝えにくい意見など、どなたからでもご意見を受け付けできるようにします。
- ・第三者委員会の設置
公正中立な立場から調整を行う第三者委員会を設置し、定期的に第三者委員の方から見たご意見も伺い、ご利用側の代弁者としての意見を把握します。

2. ご意見からの改善について

- ・いただいたご意見等はケアプラザ内で検討し、必要な改善につなげます。また、内容により法人内他地域ケアプラザや法人本部と共有し、法人全体の仕組み改善につなげます。

3. 苦情への対応

- ・担当職員の配置
「苦情受付担当者」を配置し、「苦情解決責任者」である所長及び全職員が受けた苦情等の内容を把握できるよう、法人の定める苦情対応マニュアルに則った対応を行います。
- ・早急な解決に向けた取り組み
職員会議等を通じて周知を行い、苦情等の対応は全職員が出来るように内部、外部研修を通じて人材育成を行っていきます。
- ・行政等への申立への援助
ご利用者が納得せず、市、区又は国民健康保険団体連合会などへ苦情申立を希望された場合は、誠心誠意その手続きに協力いたします。
- ・市・区への報告
必要に応じて、市や区に要望や苦情についての報告を行います。重要な事柄のものに関しては発生の都度報告いたします。

・結果の公表

対応の結果については、広報紙、館内掲示やホームページなどで公表を行います。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

公な施設である地域ケアプラザとして、個人情報保護規程に則り十分な注意を払って個人情報保護に取り組んでいきます。

個人情報漏洩防止の為に、定期的な研修で法令順守も含め意識の向上に努めています。

1. 個人情報の保護

法人として「情報保護規程」「情報公開規程」を制定し、個人情報の保護に取り組んでいます。具体的な取り組みとして「個人情報保護マニュアル」を整備し、下記については法人全体として重点的に取り組んでおります。

- ・職員採用時に個人情報取り扱いについての誓約書を取得
- ・職員採用時と年1回以上の個人情報保護の研修実施
- ・個人情報の記載されたファイル等の鍵付き収納庫保管
- ・パソコンはパスワード保護し、ノートPCは鍵付き収納庫に保管。
- ・パソコン本体にはデータを保存せず、外部サーバーに保管することにより、万が一の盗難等事故の場合もデータ流出の可能性を排除。私的なUSBメモリの使用禁止。
- ・保守管理等の委託業者間との情報保護に関する誓約書の取得
- ・FAX送信時、郵送時2名での確認体制の徹底。
- ・ご利用者宅訪問時など個人情報を持ち出す場合は事前申請と帰所時確認を徹底。

全職員に研修を通して個人情報の利用、取得並びに適正、安全な管理等、周知徹底を図り、定期的に各職員がチェックリストを用いて個人情報漏洩防止のためのチェックを行い、常に全職員が意識するよう努力していきます。特に個人情報の管理については職員一人一人の自覚と責任が大切であり、日々の声かけと研修を充実させていきます。また、実習生、研修生、ボランティアにも守秘義務に関する誓約書を提出してもらいます。

2. 情報公開の取り組み

- ・横浜市の情報公開規程、法人の情報公開規程に基づき、地域ケアプラザにおいて情報の開示請求があった場合は規程に則り、個人情報保護に最大限に配慮しつつ、積極的に情報を公開していきます。
- ・施設内に「決算書」「運営規程」「各種規程」などを閲覧出来るように配置します。
- ・ケアプラザ広報誌を発行します。活動内容や講座・行事案内などを掲載し情報提供していきます。地域自治会や地域内の郵便局・学校等への広報誌配布、自主事業参加者やシニアクラブの方等に配布、関係機関、関係事業所等に配布をしていきます。
- ・施設のホームページやSNSにて最新情報が届くようにしていきます。現在公開中の法人が担当する7つのケアプラザでは、月に2回以上の情報更新を目指し、それぞれが毎月10,000件以上のページビューの実績があります。掲載する情報は、漏洩や人権侵害、著作権の侵害等に当たらないかの上長確認を必ず行った上で掲載することを徹底しています。
- ・ケアプラザ外部、敷地内の道路側に掲示板を設置し最新情報を提供していきます。
- ・施設見学も隨時受け入れを行い、開かれた施設を目指します。

3. 人権尊重の取り組み

- ・福祉施設については、ご利用者に対する職員の人権感覚豊かな対応が特に要求されます。職員への人権研修を充実させるとともに、サービス利用者に対する人権擁護の徹底を図ります。

- 高齢者・障がい者・児童虐待が疑われるケースを発見した場合は、人権尊重の観点を最優先し、区や関係機関と連携しながら、迅速に対応します。
- ・市の人権施策基本指針に基づき、同和、外国人、女性、障がい者、高齢者、こども、職業等への差別に対して、採用時、または日々の研修を通して全職員に啓発を行っています。
 - ・都筑区内で以前あった事例を基に内部研修を継続して実施していきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要な施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1. 地球温暖化対策実行計画への取り組み

・エネルギー効率の向上

家電や照明を見直し、エコ家電の導入や照明のLED化に取り組みます。また建物内のエネルギー使用をモニタリングするデマンド監視装置を導入し、視覚的に無駄なエネルギー消費を減らします。

・交通の転換

通所介護送迎車両のエコカー化について検討します。

・廃棄物管理

古紙、缶・びん・ペットボトルなど分別ボックスを利用し、分別排出をこころがけ積極的にリサイクルしていきます。

・住民の意識向上

地球温暖化対策に対する講座の開催などを自主事業に盛り込みます。

2. ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画への取り組み

・プラスチックごみの削減

バイオマスプラスチック製品の導入など、購買時点で環境にやさしい素材を使用するようにし、またペットボトルキャップ収集ボランティア活動へ参加し、ケアプラザ内だけでなく地域からもプラスチックを集める取り組みを行います。

・3R（リデュース：削減、リユース：再使用、リサイクル：再資源）の推進

購買に関しては無駄な包装がある製品購入を避けると共に、再利用可能な製品を選択するよう努めます。法人を挙げてICT化によるデジタル化を推進し、可能な限り紙の使用を減らしていきます。

3Rを徹底する意識を職員研修の場で取り上げると共に、地域向けの講座などを通じて地域住民への啓発を行っていきます。

2. 市内中小企業優先発注

横浜市中小企業振興基本条例に基づき、市内事業者への発注の取り組みを行います。

3. 男女共同参画推進

・スタッフへの教育

入社時研修において、DV防止、ハラスメント防止、困難を抱えた女性への支援など男女共同参画の重要性について学びます。

・個別相談体制

ワークライフバランスについて法人内でセミナーなどを開催し、法人内のキャリアアドバイ

ザー（専任者を法人で雇用しています）による個別相談を行っています。

- ・女性管理職の登用促進

研修プログラムを用意し、将来的には所長、施設長などの管理職の 50%を女性登用する目標を立てています。

- ・出産、育児や介護の支援

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。令和 5 年度の法人全体での実績件数は、産休育休取得率は男女とも 100%となっていいます（男性 5 件、女性 14 件）。現状は取得に至っておりませんが、「くるみん認定」にも取り組んで参ります。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1. 施設の稼働率向上のための対策

- ・地域住民への自主事業活動等に関する情報提供

広報誌、ウェブサイト、SNS など、様々な媒体を活用し、地域ケアプラザの存在や、利用できるサービス、直近での事業活動内容を積極的に発信します。ポスターやチラシを配布し、回覧や掲示板等、目につく場所に掲示することで、認知度を高めます。

- ・地域団体の協力による利用促進

地域のお祭りやイベント、防災訓練、関係機関主催イベントへの積極的な支援に参加し、地域の様々な立場の方たちとの関係性づくりに努めています。

- ・多様な方が利用しやすい工夫

活動内容のターゲットとなる層に応じて、イラストの活用、わかりやすい表現、多言語対応などを検討、工夫しながら情報提供を行います。

- ・魅力的なサービス提供

高齢者向けの健康体操やレクリエーション、子育て支援、介護相談など、地域住民のニーズに合わせたプログラムを企画・実施します。地域の特性や季節に合わせたイベントを開催し、参加意欲を高めます。一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの住民が多いという地域特性を踏まえ、今後はエリア内に新たにできたビューティー＆ウェルネス専門職大学とコラボした健康に関する講座や、地域のボランティアによる栄養バランスを考えた料理講座を企画中です。

- ・利便性向上に向けた工夫

情報発信の際には、ケアプラザへのアクセスがわかり易いよう、簡単な地図や最寄りの公共交通機関等を明示しアクセスの利便性を向上させます。

広く活動参加していただけるよう、出張講座や地域の会館等の場をサテライト拠点とした活

動の推進を行います。また、情報ラウンジに貸出可能な図書を設置したり、登録団体や地域の方による創作作品を月替わりで展示するなどしてゆったりと過ごせる空間をつくり、地域の方々が日頃から気軽にケアプラザに立ち寄ることができる取り組みをしています。

2. 効率的な施設貸出の方法

・貸館システムの整備

登録団体は72団体あり、毎月1日（1日が日曜日の場合は翌日）の午前9時半から、抽選会による予約を行っています。集まった団体数のくじ引きを準備し、番号順に予約を伺うことで公平に利用ができる工夫をしています。できるだけ重ならないよう職員が間に入り調整を行うほか、ホームページと館内に貸館の空き状況を掲載するなど、多くの団体にスムーズに施設利用していただけるようにしています。

貸館利用案内を作成し、初めて利用する方にもわかりやすい工夫をしています。また地域の福祉保健活動の拠点として、貸館機能や方法についてホームページ等で発信しています。

・地域住民への貸館に関する情報提供

地域ケアプラザでの貸館の希望があった場合は内容を丁寧に聞き、施設利用につながるよう案内し、夜間も含め部屋の空きをご案内しています。

・貸館環境の整備

貸館利用者にもご協力いただきながら、定期的な点検・清掃を行い、常に清潔で快適な状態を保ちます。設備の故障や不具合を早期に発見し、迅速に対応します。

備品の貸出・返却の管理を徹底し、紛失や破損を防ぎます。必要に応じて備品を補充・更新します。

・貸館利用者とのコミュニケーション

利用後アンケートを収集し、頂いた意見を元に貸館業務の継続的改善に努めます。

定期的に利用者との意見交換会を開催し、施設の利用に関する意見を聞き、改善に繋げます。

・緊急時の対応方法の整備

緊急事態が発生した場合に備え、対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底します。

3. 利用者のための有益な情報提供

・情報の多様化、わかりやすさ

広報誌、掲示板、回覧板、ホームページ等のSNSなど多様な媒体を用いて情報提供を行います。

・ニーズに合わせた情報提供

高齢者、子育て世代、障がい者など、様々なターゲット層に対して、それぞれに合った情報を提供します。SDGsへの取り組みとともに、幅広い世代の方に情報が届くようにしていきます。

・地域団体や他機関との連携

広報紙を毎月作成し、自治会町内会の掲示板、回覧板、地域の医療機関、教育機関（小中学校、幼稚園、保育園）等での配布を行っています。

4. 施設の利用促進について（地域交流の説明）

- ・中川地域ケアプラザは、横浜市営地下鉄ブルーライン中川駅の1階にあり人通りの多い場所です。この立地を生かして、駅中にあるコンビニエンスストア入口横に「福祉施設からのお知らせ」を掲示させていただきました。この利用は、コンビニエンスストア会社との連携で実現しました。多様な世代をターゲットしたプログラムを掲示することで、施設の利用促進につながっています。
- ・SMSによる情報発信を積極的に運営することで、資源の節約（紙媒体の削減）とスマートフォンやパソコンを使っている世代に情報発信を進めています。合わせて開催しているスマートフォンが苦手な世代向けの「スマートフォン講座」は、開催毎に満席になる人気講座に成長しました。



イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

1. 幅広い分野の相談への対応についての考え方

・個別性

地域の身近な相談窓口として、高齢者、子ども、障がい児・者等分野を問わず地域包括支援センターがまずはワンストップ窓口として相談を受け止め、それぞれの相談者の状況や背景を深く理解し、個々のニーズに合った支援を検討します。

介護保険の申請代行や情報提供、居宅支援事業所選定のサポートをしていきます。

・継続性

相談内容については各職種で共有し、一度きりの支援ではなく継続的な関係性を築き、カンファレンスの開催により、必要に応じて支援内容を見直していきます。

・専門性

複合的な課題をもつ相談については区役所、区社会福祉協議会、基幹相談支援センター、地域の支援者等より適切な相談機関につなぎ、ともに支援していきます。

・包括性

各分野の専門知識、介護保険制度やサービスに係る知識、その他の制度やインフォーマルサービス等地域資源や制度に関する知識を幅広く整備し、多様なニーズに対応できる体制を構築します。

・地域性

相談窓口としてケアプラザだけではなく、各自治会館や町内会館での出張型の自主事業や出張相談会の場、地域が主体で行われるイベントの機会等を通して様々な場面で相談できる体制を築いていきます。

2. 他機関との連携方法

地域団体、区社協、区行政との定期的な会議や情報交換会を通じて、各機関の窓口担当者との

顔の見える関係を構築し、情報を共有し、連携体制を強化しています。

- ・高齢者の相談

町内会、婦人会、マンション自治会サロンや地域のサ高住など、他団体と共同で地域住民向けの事業を企画・実施します。具体例として、介護に関する相談会、エンディングノートの講座、などを実施しています。

- ・子どもの相談

毎月定期開催の子ども・子育て中の親向け事業「タンポポひろば」に地域活動交流コーディネーターが参加しています。その際に子育てに関する相談を受けることもあります、都度関係機関と連携して対応しています。

- ・障がい児・者の相談

区役所、地域生活支援センター、基幹相談支援センター、地域の作業所や放課後等デイサービスとも協力して相談対応し、適宜関係機関につないでいます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

1. 各事業担当間や関連施設との情報共有

- ・事業担当者のビジョン共有

各部門（地域包括支援センター、地域活動交流、生活支援、通所介護、居宅介護支援、児童デイ、相談支援）の全スタッフを対象として職員会議を月1回開催しています。ケアプラザ全体に関わる方針の検討や、部門で予定している事業の共有、協力体制や地域のイベントなどの情報について確認をしています。

- ・情報共有の工夫

地域のイベント情報をキャッチした際、イベント等に出席した際には毎月1回の5職種会議や区役所・区社協職員が参加する区包括連絡会の場で情報共有を行います。内容はメールやチャット等のICTツールを利用し、他部門とも共有することで、地域の現状、ニーズ等情報を共有できる体制を構築しています。

2. 関連施設との情報共有

- ・定期的な情報交換の場

区内における会議体（ケアプラザ所長会、地域交流連絡会、生活支援体制整備、地域包括支援センター各職連絡会）等を通じた情報収集と連携を行います。

- ・情報発信の工夫

区内にある他地域包括支援センターと連携し、医療機関や福祉施設等の情報をまとめ、ケアマネジャー等に対し公表し、支援を行います。

- ・個別支援の際の連携

難しいケースへの対応や在宅支援については、地域の医療機関、医師会等の団体との連携体制を図っていきます。

障がい関係の課題が発見された場合、一時相談機関（地域活動ホーム くさぶえ）や区の障

がい者支援担当とネットワークを作り、多くの意見を聞いてより良い支援内容の充実を図ります。

・医療連携

地域の医療機関や介護保険事業所（居宅介護支援事業所、サービス事業所等）との定期的な情報交換会、勉強会を開催していきます。

医師会主催の「疾患別医療・介護連携事業」に包括等が継続的に関わっており、他機関の専門職との関係性向上だけでなく区内の専門職同士のよりいっそうの関係性づくりやスキルアップを目指し動いていきます。

・その他の機関との連携

福祉保健関係機関のみならず、地域を支える警察や消防、学校との連携についても支えあいネットワークや地域自治会との活動の中で、顔の見える関係を構築していきます。関連施設との情報共有、連携について

・会議体として自立支援協議会に参加することで基幹相談支援センター、都筑区生活支援センターと連携しています。また、基幹相談支援センターと連携して個別支援の対応、都筑区生活支援センター（こころ野）へ傾聴ボランティアを派遣するなど実施しています。

(具体例)

・加賀原地域ケアプラザ：子どもを対象とした事業の連携を予定

・中川西地区センター：夏休みの子ども向け講座「ボッチャ大会」で共催継続予定

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

1. 地域の関連団体や関連機関との情報共有

・役割やビジョンの共有

地域の関連団体や各関係機関にとって、地域ケアプラザが地域福祉保健ネットワークの中心として担う役割を明確に理解して頂くとともに、関連機関の専門性や役割、取り組み状況や課題を共有するため、定期的な意見交換の場を活用しています。

2. ネットワーク構築

・主体的な活動への参加

地域にはすでに自主組織として定期的な会合を開催している自治会町内会、民生児童委員、シニアクラブなどの場に職員を派遣するなどして、顔の見える関係の構築と、いざという場合に相談に応じることのできる体制を組み、共に地域課題を考えしていく仲間という環境を創出していきます。

・ネットワークの構築の推進

地域ケア会議等の場を活用し、具体的なネットワーク活動事例を通じて地域課題と地域全体で目指す福祉のあり方を共有しています。

各機関がそれぞれの役割を果たしながら、シームレスなネットワーク構築を推進するため、医療・介護・福祉など多様な専門職の協働体制のみならず、地域住民を含めた地域社会との

連携と協働をふまえたネットワークを構築していきます。

3. 積極的な情報発信

・ニーズに沿った情報発信

地域の自治会館や地区センターなどをお借りした出張講座等を行い、講座のターゲット層に向けた情報発信を行います。

SNS等を利用したケアプラザ情報や地域のイベント情報などの発信を通じて、福祉保健に関わる方以外の住民へのアプローチを行います。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

1. 区の運営方針の共有と理解

・定期的な情報共有

区役所との間で定期的な会議や情報交換会を開催し、区の施策や課題について共有します。

区のウェブサイトや広報誌などを参考に、区の施策や統計データ等を把握します。

・区の担当者との連携

区の担当者と密接に連携し、地域ケアプラザの事業内容や進捗状況について情報交換を行います。

2. 区の事業との連携

・共同事業の企画実施

区が実施している事業（子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉など）との連携を図り、共同で事業を企画・実施します。

・地域住民への情報提供

区の事業情報を地域住民に積極的に提供し、利用を促します。

・地域イベントへの参加

区が主催する地域イベントに積極的に参加し、地域住民との交流を深めます。

3. 地域課題の共有と解決

・地域課題の洗い出し

定例会や地域ケア会議の場を活用して区と連携し、地域の課題を洗い出し、解決に向けて共同で取り組んでいます

・地域住民のニーズの反映

地域住民の意見を聞き、地域課題の解決に繋がるような事業を企画・実施します。

4. 資源の共有

・地域ケアプラザの場の活用や区の施設を借りて、地域住民向けのイベントや事業を実施します。

5. 危機管理における連携

・災害時の連携

災害発生時には、区と連携して避難所運営や物資の提供など、必要な支援を行います。

- ・緊急時の対応

緊急事態が発生した場合、区と連携して迅速に対応します。

6. 具体的な取り組み例

子ども： 区の子育て支援センターと連携し、子育てに関する相談や情報提供を行う。

高齢者： 区の高齢福祉課と連携し、高齢者向けの健康教室やレク活動を実施する。

障がい児・者： 区の障害福祉課と連携し、障がい者向けの就労支援や相談事業を実施する。

地域防災： 区の防災課と連携し、防災訓練や防災マップの作成等、地域防災の推進に貢献する。

力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

【テーマ】

- ①. 安全で安定した日常生活を送るためには、日常的に信頼関係を築く
- ②. 地域の絆を強める子育て支援のまちづくり
- ③. 地域全体で健康寿命を延ばす取り組み

1. 安全で安定した日常生活を送るためには、日常的に信頼関係を築く

- ・地域の顔の見える関係づくりや健康づくりを目的とした、地区社協主催の『スポーツ交流会』『ひとり暮らし高齢者お楽しみ食事会』への参加と支援。
- ・地域で暮らす仲間との散歩を通して心の健康を育むを目的とした連合主催の『みんなでおさんぽ』への参加と支援
- ・地域懇談会において、「見守り」や「取組の担い手として今後巻き込んでいきたい人」などについてグループワークを実施。
- ・各自治会、町内会の盆踊り・夏祭りを通じて、近隣の大学や小学校の「おやじの会」と連携するなど、持続可能な地域運営を見据えた取組を実施。
- ・各自治会、町内会での防災についての話し合いや取組の場への参加。
- ・基幹相談支援センターくさぶえ・生活支援センターこころ野との協働と連携。

2. 地域の絆を強める子育て支援のまちづくり

- ・地域の子育て支援者と連携し、赤ちゃん会や保育所の園庭開放などに協力。
- ・子ども会、なかっこ JOY！と連携したイベント・交流会(ボッチャ大会等)の企画・実施。
- ・各自治会町内会の夏祭りに「おやじの会」が運営スタッフとして参画。また、子どもたちが櫓で太鼓をたたくなどの取組を行った。(事前にOB(大学生・高校生)が小学生へ太鼓指導)
- ・各自治会、町内会の敬老会において、こども会から歌のプレゼントを行うなど、子どもたちが地域活動に参画する機会の創出。
- ・地域ボランティアとの小中学校での福祉教育・オープンスクールの実施。

3. 地域全体で健康寿命を延ばす取り組み

- ・区、保健活動推進員と連携した講座の実施。『健康チェック会』『災害時にも役立つBOOK 日

ごろからの健康づくり』『「言語聴覚士に学ぶ 美味しく食べ続けよう 健口で健康に』等の実施。

- ・地域住民の交流、健康づくり、活動の場として自治会、町内会がサポートしている趣味活動のサークル(卓球、バドミントン、麻雀、ヨガ等)の後方支援。
- ・コロナ禍で希薄になりがちであった地域のつながりを強めるとともに、気軽な健康づくりを目的とした『みんなでおさんぽ』の企画と実施。
- ・シニア向けのイベントとして芸能大会の企画と実施。子ども会も参加して歌を唄った。
- ・各公園愛護会のイベントに参加。担い手の紹介。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

自主企画事業の活性化について

高齢者、子ども、障がい者等への福祉保健活動について、ケアプラザと関係する様々な団体の強みや特性を生かして、自主事業開発や実施のサポートを進めています。基本的に、ケアプラザは裏方になり自主企画事業の自立を目指していますが、定期的な情報交換は積極的に進めています。下記は、取り組みの一例ですが、成功事例を横展開させることも進めています。

★「やさしい人づくりプロジェクト」★

参加者及び団体：小中学校・区高齢支援課・区社協・ケアプラザ



※出典：小学生の感想文（担当小学校に確認済）

参加者の感想を読むと、とても良い経験になり福祉への理解が進んでいることが分かります。今後は、開催する学校を増やし、地域のスーパー・マーケットなど人が集まる場所でも展開したいと考えています。

普段、高齢者や障がい者に接する機会が少ない子どもたちが、車いすに乗ったり介助の経験をする機会を通して、高齢者の身体の様子や不自由を知つてもらい、同じ目線で考えられるように、福祉教育に取り組んでいます。また地域内の小中学校で体験してもらった後に、感想や質問をヒアリングすることで、次回計画をより良くする工夫をしています。

★「やさしい町づくりプロジェクト」★

参加者及び団体：地区連合町内会、ボランティア団体、地域活動ホーム、学校、行政、区社協、ケアプラザ

中川地域は大規模集合住宅が多く、他地域からの転入者も多いため、地域連携の醸成が難しい傾向があります。そのため、子どもから高齢者まで参加できる「ケアプラザ祭り」の開催を通して、地域交流の促進を図っています。また、人が集まる機会を利用して、地域の防災情報を発信しています。



特にボランティア団体と町内会や学校・行政との連携は、災害時の連携を含めて安心して暮らせる地域作りに貢献しています。今後は、地域にある大学や大手企業との連携も視野に入れて、更に広げることを計画しています

1. 高齢者分野の取り組み

介護予防事業、健康づくり事業を積極的に実施していきます。

- ・ラジオ体操&レクダンス…健康増進、転倒予防、脳トレにもなる体操です。
- ・ふれあい中川元気俱楽部…高齢者のフレイル予防講座です。
- ・なかなかサロン…地域の方のおしゃべりサロンです。
- ・中川健康麻雀サロン…健康麻雀を楽しむ講座です。
- ・暮らしに役立つスマート活用術…シニア向けのスマホ講座です。

2. 子ども分野の取り組み

子育て世代が比較的多い地域でもあり、また移住者もおおいため、子どもや子育て中の家庭が暮らしやすいまちを目指して、子育て情報の発信も含めて子育て事業を実施していきます。

- ・赤ちゃん会…区役所との連携事業で保健師や保育士と手遊びや子育て情報をお伝えしています。
- ・ママとあかちゃんのためのまつたりヨガ…ママと赤ちゃんがヨガを通して交流しています。
- ・タンポポひろば…未就園児の親子が集える親子ひろばで、部屋遊びや公園遊びをしています。

3. 障がい分野の取り組み

障がい児・者施設が併設されている中川の特徴を活かし、精神障害や中途障害、発達障害に関するサロンや事業を実施していき、障がいの有無を問わず交流できる場の創生、心のバリアフリーを目指します。

- ・傾聴サロン You&Me…心を病む方とそのご家族が集えるサロンです
- ・みんと…こころの病を抱える女性限定のサロンです
- ・みんなでボッチャ…障害のある方や、地域の高齢者がなどみんなでボッチャを楽しんでいます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

利用促進のための取り組み

利用促進について、地域ケアプラザの広報媒体を利用、また幅広い活動を促進するため、各機関との連携や環境の整備なども含めますすめていきます。

The screenshot on the left shows the front page of the monthly newspaper. It includes a New Year's message, a calendar for the second half of January, a health seminar notice, and a notice about a large-scale cleaning event.

The screenshot on the right shows the official website of the Chikugo City Care Plaza. It features a green header with the organization's name and a large image of the building complex.

1. 広報

- 館内掲示の貸館利用状況カレンダーによる告知のほか、地域ケアプラザ新聞（毎月発行）、自主事業等のチラシ掲示や配布資料の広報活動により、貸館利用の促進を呼びかけていきます。
- 地域ケアプラザのホームページ上で貸館利用状況カレンダーを掲載し、貸館の空き状況を隨時閲覧できるよう情報提供しています。

2. 登録団体説明会

- 登録団体説明会を通して貸館についての利用方法の説明を実施、情報提供をしていきます。

3. 地域交流・生活支援ミーティング

- 毎月1回、所長・地域活動交流コーディネーター・サブコーディネーター・生活支援が参加し、地域活動交流の事業の確認と通常業務での意見交換を行い、福祉保健活動団体等が快適に利用しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

4. その他の取り組み

- 調理室の利用を促進するため、料理の講座の企画を行います。
- 自主事業の開催を増やすことにより、新たな利用者の増加に努めています。
- 地域団体・地域ケアプラザ利用団体へ積極的なPRにより利用促進に努めています。
- 貸室は利用終了の際に部屋の清掃を含め団体利用報告書を利用者と職員で確認し、清潔を保つことで気持ちよく利用してもらえる環境を整備しています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

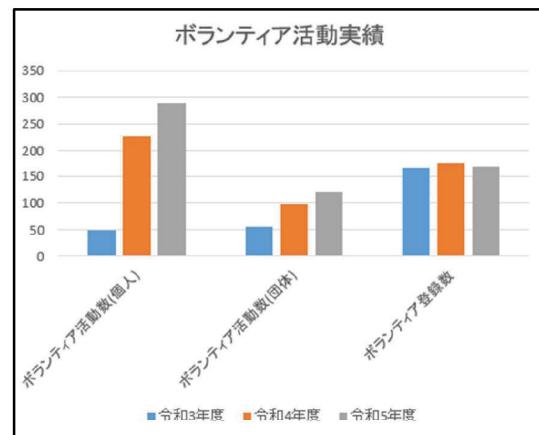
ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ボランティアの担い手育成とコーディネート促進

地域ボランティア活動の担い手育成は、地域ケアプラザに求められる重要な役割であり、地域ニーズに沿ったボランティア希望者の発掘・育成を、自主事業、福祉教育など様々な方法で努めています。

コロナ過後、プログラム毎に支援を実施した結果、ボランティア個人、団体共に実績が上がりました。

今後は、登録者、団体数を増やし更に実績を上げるよう支援します。



※令和3～5年ボランティア活動実績表

ボランティア活動を希望する方の登録や、登録団体の活動の機会（デイサービスや地域活動など）を提供し、ボランティア活動の支援に努めています。

2. 自主事業によるボランティア育成と活動の自主化の促進

新たなボランティアの担い手を発掘・育成するため、50代から60代をターゲットにした自主事業を開催し、自主化を目指していきます。参加者がボランティアの楽しみを見出し、地域で新たな活躍の場（自治会や地域活動団体）につながるよう橋渡しをしていきます。

3. 福祉教育を通じたボランティア育成

小・中学校から福祉教育の依頼が複数あり、そのことを通じて地域との交流や地域ケアプラザの機能、福祉について理解を深めてもらえる機会となっていることから、福祉教育ボランティアの人材を発掘・育成していきます。

4. 区社会福祉協議会・他施設との連携

区域でボランティアセンターの役割を担う区社協と、ボランティアの派遣や依頼を通じて情報交換を行うとともに、福祉教育においては定期および随時情報交換の場を設けてデータの蓄積や共有に努めています。

近隣の高齢者施設等からボランティア派遣の相談依頼があることから、地域ケアプラザで登録しているボランティアと施設とをつなぐ橋渡しの役割を担っています。このことから、施設外でのボランティア活動についても支援に努めています。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

<2023年度 団体登録状況>

団体I（福祉保健活動団体）	34団体	利用者数	3,999人
団体II（福祉保健協力団体）	32団体	利用者数	4,288人
団体III（利用目的外団体）	4団体	利用者数	200人

1. 地域ケアプラザへの登録時・および活動時に把握

- ・貸館申込時に、福祉保健活動団体、福祉保健活動支援団体の登録が必要になることから、団体の性質（団体名・活動内容・会員数・会費など）をヒアリングしています。
- ・ボランティア登録時に、情報（氏名・住所・連絡先・希望活動内容）をヒアリングします。

2. 地域の各種団体等における人材の把握

- ・地域の町内会・自治会・民生委員など各種団体との連携の中で人材を把握していきます。
- ・地域の行事や会議等に積極的に参加し人材を把握していきます。
- ・福祉保健活動団体同士の情報交換の機会を持ち、活動紹介を行い横の繋がりをつくっています。

3. 関係機関との連携による活動団体や人材の把握

- ・中川駅周辺の施設や活動団体（中川西地区センター・ワーク中川・ハウススクエア・縁ハウス・ビューティーウェルネス専門職大学・ぐるっと緑道・シェアリーカフェ・中川駅前商店街振興会）と区、ケアプラザが中川活性化プロジェクトという協議体で行われる定期的な会議に参加することで、地域で連携して人材等の情報を収集および提供しています。

4. 地域における活動団体や人材等情報の活用・提供

①地域や関係機関、関係団体への情報の活用

- ・地域団体や関係機関等が事業実施の際、把握した情報を地域に提供することで事業の実施を支援していきます。
- ・区や関係機関との連携で把握した情報については地域に提供し、円滑な事業の実施に役立てます。

②地域ケアプラザ事業における情報の活用

- ・地域ケアプラザで事業を実施する際に、把握した団体や人材の情報を活用していきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

1. シニアのニーズを理解し、リソースを可視化する

- ・ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビを中川エリアで抽出した内容を冊子にして配布。
- ・SNS を活用して生きた情報の発信。
- ・さまざまな活動の場や会議に参加し、地域で暮らしている方々実際の声を聞く。
- ・行政から発信されている統計データを地区ごとに分析。また、分析結果と仮説を基に状況の把握。
 - ・データは所内共有だけでなく、可能な限り地域にも開示。



2. 関係者との連携、ネットワークを構築する

- ・地域包括支援センター、地域活動交流コーディネーターと協働して、町内会・マンション自治会・コミュニティハウス等での出張講座の実施。
 - ・連合町内会、地区社協、中川地区推進委員会等の地域福祉計画に関わる定例会に参加。
 - ・商工会やさまざまな企業が出席する中川活性化プロジェクトへの参加。
 - ・シニアが地域とつながりをもって社会貢献につながるような活動「公園愛護会」「NRP(中川ルネッサンスプロジェクト)」「HRG(早渕川老馬谷ガーデン)」「中川里山サロン」の支援。
 - ・都市大学、ビューティー＆ウェルネス専門職大学のイベントに出席。
- (例) 敬老の日に中川中学校コミュニティハウスで出張健康チェック会を実施。中学生がボランティアとして参加。



3. 生活支援の担い手の育成と新しいサービスの開発を行う

- ・地域包括支援センターと協働し、介護予防と社会参加につながる事業の実施。あらたな担い手の育成。また、地域特性や参加者のニーズを取り入れて自主化できる様に後方支援。
 - ・小中学校や大学での福祉教育やイベントへ参加。ケアプラザや福祉に対しての普及、啓発。
 - ・未発掘の資源の調査。
 - ・シニア世代の福祉教育のボランティア・モルックのボランティア等の育成と学生ボランティアの育成。
- (例) サービスBへ参加後の集いの場として、地域ボランティアの100歳の講師を紹介。R5.9月よりケアプラザで「折り紙の会」を実施。現在は概ね参加者で運営。また、R7.3メンバーによる講座「うたって脳トレ」を開催。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

1. 意欲や自信を引き出す介護予防のデザイン

- ・町会、マンション自治会のサロン、サービスB等の集いの場での情報収集。
- ・福祉用具(ヤマシタ、モンズ他)や企業(セコム、NTT東日本他)に協力を得て福祉ロボットの紹介やAIを用いた健康診断の実施。
- ・元タカラジェンヌ等のスペシャリストによる講座の実施。
- ・シニアによる趣味の会の自主グループを支援し、グループによる講座の実施をサポート。



2. 地域の特性を理解し、必要な資源を整備する

- ・間伐した竹の再利用を目的とした、当事者による工作講座の実施。
- ・中川活性化プロジェクトに参加し情報収集、ケアプラザの事業の周知。中川まちなかマーケットへ縁台将棋ブースの出店、マーケットの準備、片付け等の支援。
- ・5職種会議、地域ケア会議等で情報共有、地域特性を考慮したかかわり方の検討。
- ・ノースポート、モザイクロール港北、みなきたマルシェ、I love つづき等が実施しているイベントでの連携。



ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

1. 協議体の設立と運用

- ・R 3.11～バスの廃線や現在は自家用車を使用されているが将来的な移動手段として区域で検討を開始。R 4に試験的にサービスBの利用者のタクシーでの相乗り送迎とタクシー会社向けの認知症サポーター養成講座の実施。現在も継続した話し合いを実施しています。



2. 情報共有と対話の促進

- ・中川活性化プロジェクト、町会、マンション自治会のサロン、その他の地域の活動の場に参加し、地域情報や意見等を伺い、抽出した地域課題について問題意識をもてるように5職種会議で共有しています。
- ・地域ケア会議、連合町内会会長会、地域懇談会、中川地区推進委員会、地区社協会議へ出席しています。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

1. 情報更新と情報提供を通じて、必要な人に適切な支援を届ける

- ・毎月のケアプラザ新聞の発行とSNSの更新と周知活動。
- ・地域の方の声が生かされるよう、各種団体や関係機関に情報提供。
- ・地域活動への参加や出張講座を通して関係性を持てるよう、打合せ、振り返りの場へ出席して情報収集。

2. 多様な支援方法の提供と継続的なフォローアップ

- ・各大学と連携し、講座の実施。

(例) ビューティー＆ウェルネス専門職大学の学生によるシニア向けのハンドトリートメント講座。

- ・サービスBへの地域の講師の紹介。
- ・地域状況と社会資源のマッチング状況に対して、ヒアリングによるモニタリングを行い、進捗状況や課題の共有を行います。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

○総合相談事業は、窓口・電話・訪問等により、高齢者に関する介護や健康・福祉・医療など生活全般の悩みや相談を受け付けています。

○相談によって受け止めた課題は、必要に応じて、区役所・区社協・関係機関・地域団体等へ繋いでいきます。

総合相談件数	令和5年度（1年間）	令和6年度（R6/12/31現在）
	1163件	1242件

令和6年度相談内容内訳（重複あり）

日常生活課題	消費者保護	成年後見制度	虐待	介護保険	インフォーマル	入院・施設入所	介護・医療	子育て・障害関係	その他
151	2	33	40	1001	88	45	214	0	75

1. 地域性による課題

中川地域ケアプラザは横浜市営地下鉄中川駅の真上に位置し、担当エリア内にはセンター北駅もあることから駅周辺からのアクセスは良いものの、駅から離れた地域では移動手段に乏しく山坂もあるため、足腰が衰えた高齢者が来館することは困難です。急遽来館があった場合に対応できる体制を整えるほか、来館以外での相談対応ができる体制を構築する必要があります。

また、遠方に住む親を子の住む地域へ呼ぶ、いわゆる「呼び寄せ」に関する相談も多く、横浜市外、神奈川県外の支援機関との連携が求められることもあります。

2. 来館相談体制の整備

・相談受付体制の整備

相談内容は3職種が情報を共有し、特定の職員が不在の際に支援が進まない事態を避けます。

また課題解決に必要な社会資源を把握し、提供できるように整理します。

3職種が協力し、可能な限りで最低1名は対応できるように配置することとします。

3職種が不在の場合でも、その他のスタッフが相談の概要をお聞きし、緊急の場合には管理者に相談の上対策を講じる等の対応を行います。また相談が多い来館による介護保険申請は、窓口職員での一次受付を行えるよう、手順書による教育を行うと共に、相談者にお渡しする配布資料をまとめています。

・多職種連携

3職種が連携し、支援方針の決定や対応の役割分担をしていきます。

・専門機関との連携

高齢者に係る相談以外の障がいや子育てに関する相談時、まずは話を受け止め、課題を把握し、解決に向けた適切な関係機関へ繋ぐ支援を行います。

・地域および区・区社協との連携

日頃から民生委員や自治会町内会、区役所、区社協等の各関係機関等と連携を図り、それぞれの機能を活かした支援を行います。

3. 来館以外での相談体制の構築

・訪問による対応

来館が困難な相談者には、積極的に訪問による相談対応を行います。

自ら支援を求めることができない高齢者には、民生委員や関係機関と連携し、同行訪問を行うなどのアプローチを図ります。

・出張相談等

積極的に地域に出向き、より身近な相談窓口であることを多くの方に知っていただくため、包括パンフレットやケアプラザ新聞を活用し、地域ケアプラザの相談機能の周知を行なっています。また、地域の認知症カフェ等の場を活用し出張相談会を行うことで、地域ケアプラザへの来館が難しい相談者の相談機会の拡充を図ります。

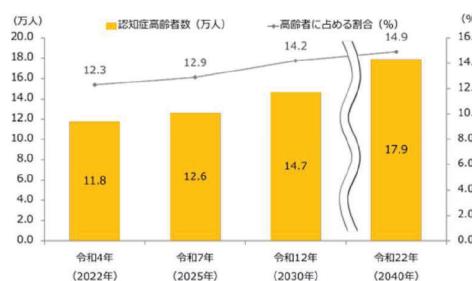
イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

2025年には700万人（高齢者の5人に1人）に達すると試算され、誰にとっても身近な問題となった認知症に対し、2024年「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。身近な地域の福祉・保健の拠点としての地域ケアプラザとして横浜市認知症施策推進計画の推進に努めます。

【横浜市認知症施策推進計画とは…】

より多くの人が認知症をわが事と捉え、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けられる社会を目指します。



【出典】「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分） 九州大学二宮教授）を使用した推計
※令和2年度国勢調査を基準とした将来人口推計（横浜市）を基に算出。

【チームオレンジとは…】

認知症の人が自分らしく過ごせる地域づくりを進める取組みです。認知症の人及び家族の困りごとや希望に沿って、認知症の人や家族、地域の住民、地域の関係機関などがチームを組んで、さまざまな取組を進めています。



1. 認知症の正しい理解の促進

・地域資源へのアプローチ

キャラバン・メイトと共に地域（民児協・ふれあい活動員等）や学校、職域で認知症サポーターの養成を推進します。特に、認知症高齢者の生活に密接に関わる機会の多い職域（商店・郵便局・配達業等）の皆さんへの啓発を進めます。

・人材育成

認知症サポーターのフォローアップやキャラバン・メイトの育成を視野に医師や歯科医師、看護師、薬剤師、栄養士など専門職を講師に招いて勉強会を定期的に開催することで、ステップアップして学ぶ仕組みの構築とより深い認知症の知識の習得と理解を推進します。

・広報、啓発活動

子育て世代など認知症に関わりの少ない層を含め、全世代が認知症をわが事として捉えられるよう、認知症啓発コーナーやSNS等を活用し様々な媒体を活用した啓発を行います。

・若年性認知症に対する支援

高齢期に発症する一般的な認知症と異なり比較的若い年齢で発症するため、仕事や子育てなど人生の様々な局面に影響を及ぼし、記憶障害だけでなく性格の変化、意欲の低下など、様々な症状が現れ、就労、家族関係、経済的な問題など、様々な社会的課題を抱える可能性があることを踏まえ、スタッフの若年性認知症に対する理解の促進と、当事者の早期発見・早期介入のための地域への啓発を行います。

2. 認知症の人と家族が安心して過ごせる地域づくり

・集える「場」の確保

認知症の方、家族、関係者が集える「場」の確保を目的にキャラバン・メイト等と各団体が行う認知症カフェとの協働や出張相談会等の支援を行います。

・当事者およびご家族支援

認知症の方やご家族同士が自身の希望や介護の悩みを共感共有できる機会、またご家族支援を目的とした介護の相談や情報交換、勉強の機会として「介護者のつどい」を開催します。

・緊急時の対応

外出先での体調急変時や認知症による徘徊で身元がわからない場合の身元確認としての「徘

「御高齢者 SOS ネットワーク」を地域に周知し、普及に努めます。

また、地域ケアプラザがコーディネート役を担う「チームオレンジ」を推進すると共に、近隣デイサービスや介護保険事業所、地元企業等と協働した事業の発展・展開を目指します。

3. 認知症の早期発見・対応

・普及啓発

認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害（MCI）に関する知識の普及・発信に努めます。

・相談窓口として

本人や家族が必要な時に適切な機関へ相談できるよう、地域の会合や相談時、および自主事業の場などを活用し、ケアプラザが相談窓口であることの周知を図ります。

・体制づくり

「もの忘れ検診」や「もの忘れ相談」を日頃の相談業務等で認知症が心配な高齢者等への周知活動を進め、早期発見・早期対応の体制づくりに努めます。小規模多機能型居宅介護、グループホームの運営推進会議に参加し、地域の情報共有、顔の見える関係づくりを継続します。

・「初期集中支援チーム」の活用

初期介入が困難な認知症の方への対応では、地域ケアプラザ協力医や区役所等と連携し「初期集中支援チーム」の活用などから、早期発見・対応に向けての取組みを積極的に行います。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1. 高齢者虐待ケースへの対応

- ①地域住民・民生委員・介護事業所等と連携し、見守り機能を高め、高齢者虐待の早期発見に取り組みます。
- ②虐待対応については、区役所との役割分担の下に十分な共有、連携を図り、関係機関とチームとして対応していきます。

2. 高齢者虐待の予防・防止

- ①サービス事業者向けに高齢者虐待防止研修を定期的に開催し、支援者間の関係強化と認識の共有を行なう。
- ②「介護者のつどい」を定期的に開催し、参加者同士の情報交換やリフレッシュできるプログラムを通じて虐待防止に取り組みます。
- ③区役所や区社協と毎月実施している圏域カンファレンス等で情報共有を行います。また高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所や医療機関との日常的なコミュニケーションを円滑にしておくことで、虐待の早期発見、早期対応、未然防止を目指します。

3. 権利擁護のための普及啓発

- ①ケアプラザ内のみでなく、自治会町内会の会合やサロンへ積極的に出向き、成年後見制度の普及や消費者被害防止、エンディングノート講座などの権利擁護関連講座を実施して、制度や事業について普及啓発を行ないます。

②個別対応が必要な方については、弁護士や司法書士による個別相談会を実施し、専門関係機関に繋げます。

4. 成年後見制度等の利用促進

①「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業 区社協あんしんセンター」について、適切に説明し、相談支援に活かします。

②区・関係機関で構成する成年後見サポートネットに参加し、事例検討・情報交換を行ない、成年後見制度等の普及啓発に取り組みます。

5. 消費者被害防止

①SNS や配架物を活用し、必要な情報を地域へ発信します。

②地域へ出向く際にも直近の傾向等を周知し、注意喚起に取り組みます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

【目標】

『生活丸ごと 自分らしくが 続いてゆく』を念頭に医療や介護保険事業だけではなく、高齢期の日常生活の暮らし方や介護予防・心身機能低下予防・疾病予防、権利擁護・尊厳保持やライフコースと自己実現と尊厳ある終末など、それ以外の多種多様な知識や情報、選択肢にアクセスできるよう支援をしていきます。

【現状】

マンション・団地群・住宅地・商業地域をエリア内に抱え、医療機関や居宅サービス事業所、法律関係事務所、民間商業サービス、営利非営利問わず多くの組織団体が存在します。

【課題】

医療へのアクセスは比較的良好なエリアで、介護保険サービスも選択肢は多くあります。それ以外の高齢者の生活を支える地域資源・社会資源の活用について、ケアマネジャーや介護保険居宅サービス事業所、対象者本人や家族はこれらを十分に活用できるようにすることが望されます。

【今後の展開】

- ・ケアマネジャーに向けて、高齢者の生活を支える多様な地域資源・社会資源の活用の知識と支援技術について、研修会を企画・開催していきます。
- ・ケアマネジャーや支援関係各種職員、対象者本人や家族などに向けて適切な情報提供を行ない、具体的につながることが出来るよう情報を整理する仕組みを作り、提供できる体制を整え活用できるようにしていきます。

2. 在宅医療・介護連携推進事業

【目標】

- ・高齢者の生活を支える多様な組織や団体、専門職や関係職員が、相互理解を深め尊重し、実効力があるチームケアを展開できるよう支援をしていきます。

【現状】

- ・病院・診療所をはじめとする医療機関が多くあり、行政機関や区医師会の働きかけや活動もあり、顔の見える関係づくりが進んでいます。介護保険制度上の居宅サービス事業所や高齢者を支える多様な民間サービス、営利非営利問わず多くの組織団体が存在し日々チームケアを想定した活動が行われています。

【課題】

- ・介護福祉関係専門職もまた、チーム全体の持てる力を發揮し、関係者と共に調和とバランスが取れた支援チームを作り運営・活動していくことが必要です。

【今後の展開】

- ・エリア内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーを主眼に起きつつ、ケアマネジャーの担当範囲・エリアを考慮して近隣地域ケアプラザとも協力・協働し、医療やケアマネジメント、チームケアについてなどをテーマに、研修会や交流会などを企画・開催していきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

【目標】

- ・地域ケア会議を通じて、高齢者を取り巻く地域課題や生活課題について挙げることができ、高齢者の生活を支える多様な組織や団体、専門職や関係職員が相互理解を深め尊重し、実効があるチームケアが展開できるよう支援をしていきます。

【現状】

- ・個別ケース地域ケア会議の開催を重ね、地域課題の把握と個別ケース支援、地域関係者を含めてネットワーク構築に向けた取り組みを続けてきました。
- ・8050問題ケースや独居高齢者の住居の衛生問題について個別ケースの地域ケア会議を開催し、段階ジュニア世代の介護・就労問題やセルフネグレクト、虐待リスクの高いケースについて掘り下げて検討し、同様のケースの支援につながる知見や地域に共通する課題抽出の手がかりを得ることができました。

【課題】

- ・個別ケース地域ケア会議の次の展開に向かう必要があります。数多くあると思われる高齢者を取り巻く地域課題や生活課題について優先順位や見込める効果を予測しながら、具体的な取り組みに展開する必要があります。

【今後の展開】

- ・今後、地域包括支援センターエリア会議において、地域課題の抽出や精査、課題解決に向けた取り組みについて検討を重ねます。
- ・生活支援コーディネーターや区社会福祉協議会、区役所などに働きかけ、また協働し、ネットワーク構築や地域資源開発など、具体的な成果につながる取り組みにしていきます。

力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

高齢化が進み、「MCI」や「フレイル」状態での早期発見、早期対応が求められる中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービスや福祉サービス、日常生活支援総合事業等につなぐことで、ご利用者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

1. 人材の確保・育成

・人員の担保

高齢化に伴い、相談ケースの増加が見込まれる中で、他の事業実施ともバランスを考えて業務委託を活用しながら事業の実施を進めます。また予防プランナーの配置を行い、より多くのご利用者の受入ができるよう体制を整備します。

・研修・教育体制

事業実施の中で地域包括支援センターの3職種および予防プランナー間でケーススタディを軸としたOJTを行い、新規のプランニングに対する対応力を身につけます。

・インフォーマルサービスの充実

地域交流Co.生活支援Co.とも情報共有し、地域にあるインフォーマルサービスの情報共有を行うと共に、ご利用者のニーズに応じたちょいボラの依頼等、介護保険サービスだけで補えない困り事を支えるシームレスなプラン構築を目指します。

・多職種連携

困難ケース等、地域包括支援センターの3職種および予防プランナーでケアプランの進捗や生活課題について情報共有します。区、区社協のエリア担当者とも個別ケースについて支援方針の妥当性や今後の対応へのアドバイスや協力体制について検討する形で協働していきます。

2. 業務委託先の選定

・業務委託先との連携の強化

ご利用者が必要とする介護予防支援計画が適切かつ効率的に実施できるよう、委託先の居宅介護支援事業所と関係構築を図ります。

・選定の基準

業務委託先の委託受注の空き状況や、運営母体の持つ資源との連携等を加味して委託候補を挙げます。公正中立性を考慮して複数候補を検討し、不利益が生じないようにします。

・業務委託先への支援

研修・勉強会の開催や地域ケア会議の活用、担当者会議への同席等、ケアマネジャー支援を積極的に行います。

3. 具体的な支援方針

・個別ケアプランの作成について

一人ひとりの心身状況、生活歴、生活環境等のアセスメントを行い、ご利用者様やご家族様が目標を持って取組めるよう相談しながら予防プランを立案・変更します。

・提供されるサービスについて

多様なサービスからご利用者自身が適切な活動が選択できるよう介護保険サービスのみならず地域活動や地域のつどいの場、趣味活動の機会など地域ケアプラザの福祉保健活動の拠点としての機能を活用し情報収集に努め、ご利用者に提供します。

・提供されるサービスの評価と改善に向けた活動について

定期的に業務委託先とコミュニケーションを図り、現状の課題の共有や個別ケアプランの妥当性の評価を行います。

4. その他

・法令遵守

関係法律の遵守を基本とし、区役所や医療・福祉サービス事業者、介護予防・生活支援サービス団体等から総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防プランを作成します。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

二次予防事業対象者（介護保険で非該当と認定された方や生活機能の低下が心配され、今後介護が必要となるおそれのある高齢者）と一般高齢者に対して、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう「自立を支援する」「要介護状態になることを遅らせる」「維持・改善を図る」ことが一般介護予防事業の目的であるとともに、要介護状態になっても〈生きがい・役割〉をもって生活できる地域づくりの推進に努めていきます。

1. 地域の実態把握とニーズ分析

・地域のニーズの把握

地域住民を主体とする地域のつどいの場や会合、地域ケアプラザの自主事業などの機会を通じて二次予防事業対象者の把握に努めています。

・地域資源との連携

地区社会福祉協議会や民児協、保健活動推進員、シニアクラブ、ヘルスマイト等と連携を図り潜在的二次予防事業対象者の早期発見に努めます。

・実態把握に向けた分析

事業を通じて集めた情報や、横浜市から提供される区民意識調査・統計データ等を活用し、地区概況シートや地区診断等にまとめ、数字の見える化を図り共有すると共にインフォーマルサービス等の連携・開発に繋げます。

2. 普及啓発

・住民の集いとの連携

地域の会合や集いの場に参加した際には、健康寿命の増進を図ることを目的に「MCI」や「フレイル等」介護予防に関する情報提供・発信を意識し広報紙や啓発リーフレットを持参し配布します。

・多様な主体との連携

区役所、区社会福祉協議会、区内地域ケアプラザ、医療機関（三師会）、企業・大学等と連携しフレイル予防、生活習慣病予防（フレイル予備軍）若年層への普及啓発も行っています。

3. 介護予防事業の展開

身近な地域につながることができるよう「一人ひとりの健康課題に応じたフレイル対策」「高齢者の誰もが参加できる・参画できる地域づくり（社会参加の機会）を創出します。

- ・横浜市事業にそった展開

横浜市が進める「シニア×生きがいマッチング事業」の全区展開を見据え、シニアボランティアポイント事業等を活用した地域で生きがいや役割を持てる機会を増やします。

- ・ケアプラザによる事業実施・開発

包括カンファレンスや地域ケア会議、協議体等の機会を活用し、区役所、区社会福祉協議会、医療機関、一般企業等の連携を軸に、集いの場の運営者や潜在的二次予防事業対象者が参加しやすいコンテンツやパッケージの実施・開発を行います。

- ・自助グループの支援

「一人ひとりが自分に合った集いの場」や「介護予防教室」を選択できる地域づくりを目指し、生活支援コーディネーター、保健師、地域活動交流コーディネーター等が連携し、通いの場の創出（自助グループ）の立ち上げや広報活動等を通じた運営支援を行います。

- ・広報活動による啓発

ワーキング世代の健康促進等にも視野を広げ、従来の回覧板・掲示板等での情報発信・提供にとどまらず、地域特性や世代に合わせたイベントでの告知やSNS等での情報発信を行うことで、若い世代へフレイルや生活習慣病を含めた介護予防事業の理解の裾野を広げます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

地域包括ケアシステムを効果的に機能させるためには多職種が連携し、それぞれの専門性を活かしながら地域全体で高齢者を支える体制を構築することが重要となります。そのために下記のことについて取り組みます。

1. 地域ケア会議の活用

- ・定期的開催

地域ケア会議を定期的に開催し、エリア内の多職種が集まって地域個別の課題解決のための検討やネットワークづくりに取り組みます。

（参加者例）

区役所、区社協、ケアマネジャー、医師、歯科医師、薬剤師、介護及び医療関係者、民生委員、地域のボランティア等

- ・福祉関連機関以外の参画の推進

地域ケア会議のテーマに関わりのある各機関にも参加を募り、ネットワーク構築、地域包括ケアの推進に取り組みます。

(参加者例)

警察、消防、救急、地域のお店、宅配業者、警備システム業者、金融機関（郵便局を含む）等

2. 多職種が集まるネットワーク構築

多様な職種が地域包括ケアシステム上のどんな役割を担い、どんな課題があるかを把握すると共に顔の見える関係づくりを進めるために、多職種が集まる場面を活用しネットワーク構築に取り組んでいきます。

(多職種が集まる場面の例)

- ・サービス担当者会議、成年後見サポートネット、専門職における各研修、ケースカンファレンス、ネットワークミーティング 等

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

地域との「顔の見える関係」や「つながり」を大切にし、ご利用者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるようなケアプランを作成し支援を行うと共に、ご利用者家族が身体的・精神的負担を軽減できるよう努めます。また地域全体で介護予防が進められるように、地域で行われる活動への参加を意識した居宅サービス計画を作成します。

ご利用者第一、ご利用者最優先の方針のもとでの支援と、エリア内の居宅支援事業所、包括支援センター、地域との連携に努め、地域課題解決に向けて事業者として積極的に関わっていきます。

1. 居宅サービス計画の作成

- ・居宅サービス計画（ケアプラン）作成

ご利用者やご家族の意志を尊重し、心身の状況、置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むことが出来ることを目標とし、適切なサービスが利用できるように、居宅サービス計画の（ケアプラン）の作成や、個々のサービス事業者との利用の調整を行います。

- ・訪問調査

計画の作成にあたっては、原則として7日以内に利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。

- ・公正中立性

適正なサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように、常に利用者の立場に立ちます。提供されるサービスが特定の種類や特定の事業者に不当に偏ることのないように、公正中立を旨とします。

2. 関係事業者との連携

事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の福祉保健医療サービス、ボランティア団体等との連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護要支援状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう十分配慮します。

3. 指定介護予防支援事業者との連携体制

- ・定期的な情報共有

定期的に両事業者の担当者が集まり、情報交換や課題解決のための会議を開催します。

- ・共同研修の参加や実施支援

介護予防に関する知識やスキル向上のための共同研修に参加・協働実施します。

- ・ケアプランの作成における連携

介護予防ケアプランと介護保険ケアプランの連携を密にし、利用者の状況に応じて適切なサービスを提供します。

4. 居宅介護支援事業者としての公正中立性の確保

- ・利用者への説明

情報提供に当たっては、正確な情報を収集した上で、分かりやすく説明します。

- ・利用者による意思決定（あっせんの防止）

介護保険サービス事業者を紹介する際は、複数の事業者の情報を伝えて不利益が生じないようになります。

- ・スタッフの意識教育

地域ケアプラザにある居宅介護支援事業所の意義を理解し、より公正中立であることを職員が理解し実行できるよう教育及び採用を心がけます。

5. 介護支援専門員としての質の確保

- ・コンプライアンスへの対応

部門会議にて事故報告やヒヤリハットを共有し、再発を防止します。コンプライアンスや個人情報保護に関する研修を職員全員に実施し、法令に基づいた業務を行います。

- ・人材育成

困難ケースや多問題ケースに対応できるような力量を持った職員の配置、教育に努めます。

- ・専門性

長期にわたって利用者の立場に立って、介護のあり方を考え、高齢者介護についてしっかりした知識と経験を持ち、地域のサービス事業者についても豊富な情報を持って対応いたします。

- ・人員体制の整備

今後、地域の要介護認定者数が大幅に増加するような場合は、いわゆるケアマネ難民が生じないよう、ケアマネジャーを追加・緊急雇用するなどの対策を法人として行います。

6. 特定事業所加算

ケアマネジャーの育成と経営的な安定との観点から、主任ケアマネジャーを配置し、特定事業所加算を算定できる体制を整えます。その為には毎週の研修や会議が必要です。そのためケアマネジャー個人が担当するシステムから事業所として担当するシステムを標準とし、担当が休暇のため対応できないといった状況を無くしていきます。24時間対応ができるように、居宅介護支援事業所として業務用の携帯電話を確保し、ご利用者に番号を周知し、ご利用者の安心に繋げていきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

* 加賀原地域ケアプラザ、葛が谷地域ケアプラザ、新栄地域ケアプラザのみ記載

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料は公金からの支出という観点を関係職員が意識し経費削減に努めると共に、ケアプラザの設置目的である「地域福祉の増進」という観点から、地域に向けた費用支出について検討していきます。またケアプラザを使用される方が便利に安全に施設を利用できることこそがケアプラザの利用率、認知率のアップに繋がると考えておりますので、必要な備品や設備管理には経費をかけていきます。

1. 施設の課題に応じた費用配分

- ・設備の老朽化の把握と改善

定期的な設備の不具合状況を確認し、修繕費や改修費に充てる費用を計上します。

- ・安定したスタッフの採用に向けて

人件費を増額し、職員の採用や研修に充てる費用を計上します。

2. サービスの質の向上に向けた費用配分

- ・専門職員の配置

専門的な知識やスキルを持つ職員を配置し、質の高いサービスを提供するための費用を確保します。

- ・研修の実施

職員のスキルアップのための研修に費用を充て、サービスの質向上を図ります。

- ・設備の充実

ご利用者が快適に施設を利用することが出来て足を運んで下さるためには、設備等がきちんと稼働しているのはもちろんのこと、衛生的であること、施設の雰囲気による部分が大きいと思われます。そのため、館内の掲示やグリーン及び季節ごとの飾り付けなどの環境整備については必要な経費として計上します。

3. 地域との連携強化に向けた費用配分

- ・地域活動への支援

地域との連携を強化するなかで、地域団体と共に事業を行うことで経費的な面でバックアップをしていきます。

- ・地域課題の解決に向けた活動

地域の方々の「地域で〇〇してみたい」というアイデアを具体化する際の資金や「地域ケア会議」において上がった課題の解決などに共催事業として取り組み、活動初期の安定化を図ります。

4. 収支計画作成時の注意点

- ・収入と支出のバランス

収入と支出のバランスを考慮し、持続可能な運営計画を策定します。

- ・外部資金の活用

DXの推進等、国や市の補助金、民間企業からの寄付など、外部資金の活用を検討します。

- ・効率的な経営執行管理

会計事務所と協力し、企業会計に基づいた執行管理を行います。

- ・経営状況のモニタリングと早期対応

本部、会計事務所を交えた経営確認会議で状況を把握し、対予算・対前期と比較しながら問題点を把握し、素早く対応します。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1. 利用料金の収支の活用

- ・利用率の安定的な運営

介護保険事業（通所介護、居宅介護支援、介護予防支援）での収入が条例上の利用料金として位置づけられています。こちらの事業の収支をきちんと上げることが、ケアプラザ運営継続の要諦であるので、効率的で効果的な運営を行います。そのために利用者数の確保が欠かせません。様々な機会をとらえ、各サービスの宣伝や営業活動により利用者の確保に努めます。

介護保険事業における収支は、指定管理事業で赤字が生じた場合の補填としての活用や、地域や

ボランティア、館内環境整理などに対して積極的に活用してまいります。

2. 運営費等を低額に抑える工夫

- ・施設設備管理等の費用削減

法人のスケールメリットを生かし、保守管理や大型物品購入に掛かる施設設備管理等の契約を法人一括で入札や見積合わせ等を行うことでコストの軽減を図ります。

- ・事務消耗品費の削減

事務消耗品等の物品は法人による一括購入による割引等を活用し、経費削減を行います。

- ・水道光熱費の削減

電気会社も法人内は統一し定期的に見直すことで、その時に合わせて低コストの電力会社と契約しコスト削減を引き続き実施していきます。

電気使用量のモニタリングを行う装置を施設に設置し、特に夏場に大きくなる主契約量を押さえて、電気料金の節約に努めます。

- ・採用や人材育成にかかる費用の効率化

職員の採用経費が非常に高コストになってきています。適正な職員配置と働き続けられる環境を提供し、長く職員に務めていただくことを推進します。

職員の部門を超えた連携を図り、他部門の事業にも対応できる職員を育成し、効率的な運営を行い、教育コストの節減に努めます。

指定管理料提案書
(横浜市中川地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	11,737,500円	11,854,875円	11,973,424円	12,093,159円	12,214,092円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□					
事業費	自主事業講師謝金、材料費等	□	479,500円	484,295円	489,138円	494,029円	498,970円	
事務費	事務消耗品 通信運搬費 印刷製本費など	■	4,430,000円	4,430,000円	4,430,000円	4,430,000円	4,430,000円	
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	4,360,000円	4,403,600円	4,447,636円	4,492,112円	4,537,033円	
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円	/	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	/	0円	-165,770円	-333,198円	-502,301円	-673,095円	
合計			21,481,000円	21,481,000円	21,481,000円	21,481,000円	21,481,000円	
			うち団体本部経費	1,570,000円	1,570,000円	1,570,000円	1,570,000円	1,570,000円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	26,262,500円	26,525,125円	26,790,377円	27,058,281円	27,328,865円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□					
事業費	自主事業講師謝金、材料費等		□	600,000円	606,000円	612,060円	618,181円	624,362円
事務費	事務消耗品 通信運搬費 印刷製本費など		■	3,742,500円	3,742,500円	3,742,500円	3,742,500円	3,742,500円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)		□	1,159,000円	1,170,590円	1,182,296円	1,194,119円	1,206,060円
小破修繕費	・小破修繕費 126,000円			126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医	・協力医 630,000円			630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合 は記載してください。>			0円	-280,215円	-563,233円	-849,080円	-1,137,787円
合計				32,520,000円	32,520,000円	32,520,000円	32,520,000円	32,520,000円
				うち団体本部経費	1,570,000円	1,570,000円	1,570,000円	1,570,000円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.5625人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。 (合計額から逆算されることを防ぐため、事業費及び事務費も非公表とします。)				
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□					
事業費		自主事業講師謝金、材料費等	□					
事務費		事務消耗品 通信運搬費 印刷製本費など	□					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合記載してください。>	/	0円	-59,000円	-118,590円	-178,776円	-239,565円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		講師謝金・事務費	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市中川地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	21,481,000円	21,481,000円	21,481,000円	21,481,000円	21,481,000円
		地域包括支援 センター運営事業	32,520,000円	32,520,000円	32,520,000円	32,520,000円	32,520,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			60,340,000円	60,340,000円	60,340,000円	60,340,000円	60,340,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	14,000,000円	14,000,000円	14,000,000円	14,000,000円	14,000,000円
		居宅介護支援事業	20,000,000円	20,000,000円	20,000,000円	20,000,000円	20,000,000円
			34,000,000円	34,000,000円	34,000,000円	34,000,000円	34,000,000円
	その他収入						
			94,340,000円	94,340,000円	94,340,000円	94,340,000円	94,340,000円
支出	内訳	人件費	64,000,000円	64,640,000円	65,286,400円	65,939,264円	66,598,657円
		事業費	1,800,000円	1,818,000円	1,836,180円	1,854,542円	1,873,087円
		事務費	9,670,000円	9,670,000円	9,670,000円	9,670,000円	9,670,000円
		管理費	11,250,000円	11,362,500円	11,476,125円	11,590,886円	11,706,795円
		その他					
			86,720,000円	87,490,500円	88,268,705円	89,054,692円	89,848,539円
	うち団体本部経費		4,712,400円	4,712,400円	4,712,400円	4,712,400円	4,712,400円
収支			7,620,000円	6,849,500円	6,071,295円	5,285,308円	4,491,461円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市中川地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。			
	②	基礎単価				
	③	基礎単価				
	④	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	②	基礎単価				
	③	基礎単価				
	④	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。			
	②	基礎単価				
	③	基礎単価				
	④	配置予定人数	0.5000人	0.5000人	0.5000人	0.5000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	②	基礎単価				
	③	基礎単価				
	④	配置予定人数	0.5000人	0.5000人	0.5000人	0.5000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

所長および5職種について定員配置するようにいたします。

--

団体の概要

(令和7年1月1日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん わかたけだいじゅかい) 社会福祉法人 若竹大寿会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒221-0863 横浜市神奈川区羽沢町550-1 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式8同意書による）に使用します)
設立年月日	平成 元年 3月
沿革	平成 元年 3月 社会福祉法人 若竹大寿会 法人設立 平成 元年 7月 特別養護老人ホーム「若竹苑」開所 平成 元年 10月 特別養護老人ホーム「若竹苑」 在宅高齢者デイサービス事業B型 受託 平成 2年 1月 特別養護老人ホーム「若竹苑」 寝たきり高齢者等入浴サービス事業 受託 平成 6年 9月 自主事業 ふれあい給食サービス（訪問給食） 開始 平成 7年 4月 高齢者食事サービス事業 受託「若竹苑」 平成 8年 4月 高齢者等相談事業 受託「若竹苑」 平成 9年 9月 在宅介護支援センター「若竹苑」 受託 平成 10年 3月 老人保健施設「リハリゾートわかたけ」開設 平成 10年 10月 24時間巡回型ホームヘルプサービス事業 受託「若竹苑」 滞在型ホームヘルプサービス事業 受託「若竹苑」 平成 12年 4月 居宅介護支援事業 若竹苑 事業認可 居宅介護支援事業 リハリゾートわかたけ 事業認可 平成 12年 7月 横浜市片倉三枚地域ケアプラザ 開所 平成 13年 9月 横浜市東寺尾地域ケアプラザ 開所 平成 14年 4月 介護老人福祉施設「わかたけ富岡」 開所 平成 16年 4月 グループホーム「わかたけ西菅田」 開所 平成 17年 3月 横浜市富岡東地域ケアプラザ 開所 平成 17年 4月 グループホーム「わかたけ小机」 開所 平成 17年 8月 訪問介護 「東白楽事業所」 開所 平成 18年 3月 介護老人福祉施設「わかたけ青葉」 開所

	平成18年 9月 介護老人保健施設「リハリゾート青葉」 開所
	平成18年 9月 横浜市沢渡三ツ沢地域ケアプラザ 開所
	平成19年 4月 かながわ地域活動ホーム「ほのぼの」開所
	平成19年 7月 訪問介護「わかたけ」名称変更（「東白楽事象所」）
	平成19年12月 わかたけナイトケアステーション（夜間対応型訪問介護）開始
	平成21年 4月 「ありまクリニック」 開院
	平成21年 7月 横浜市中川地域ケアプラザ 開所 ※障害児支援事業併設ケアプラザ
	平成21年11月 夢タウンわかたけ 開所（あまりクリニック内）
	平成21年12月 わかたけプラザクリニック（旧 「ありまクリニック」）名称変更
	平成22年 8月 訪問介護「わかたけプラザ」開始（わかたけプラザ内） 「わかたけケアプラン東白楽」 開始 訪問介護わかたけ 訪問介護事業を東白楽事業所に統合
	平成23年 3月 障害者支援事業協同生活援助 ケアホーム「ひだまり」 開所
	平成23年11月 横浜市六角橋地域ケアプラザ 開所
	平成24年 9月 障害者支援事業協同生活援助 ケアホーム「むさし」 開所
	平成24年10月 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 開所（訪問介護わかたけ内）
	平成25年 5月 介護老人福祉施設「わかたけ鶴見」 開所
	平成25年 6月 かながわライフサポート事業 参加
	平成26年 4月 サービス付き高齢者向け住宅「わかたけの杜」 開所 第1期 約20m ² 20戸 約40m ² 4戸 約50m ² 20戸 設置 訪問介護「わかたけの杜 訪問介護事業」 開所
	平成26年 8月 認知症対応型通所介護「わかたけの家」 開所
	平成26年10月 夜間対応型訪問介護 「わかたけ ナイトケアステーション 青葉」 開所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 「わかたけ 24ケアステーション 青葉」 開所
	平成26年11月 障害者グループホーム支援センター「アシスト」 開所
	平成26年12月 複合施設「品川区立杜松ホーム」 開所 特別養護老人ホーム・小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護・ショートステイ
	平成26年12月 サービス付き高齢者向け住宅 わかたけの杜 第2期 約50m ² 22戸 設置
	平成27年 2月 横浜市障害者後見の支援事業 受託 障害者支援事業協同生活援助 グループホーム「なでしこ」開所

	<p>ほのぼの 相談分室 開所</p> <p>平成27年11月 複合施設「品川区立杜松ホーム」 看護小規模多機能型居宅介護 設置 小規模多機能型居宅介護より移行</p> <p>平成28年 3月 障害者支援事業協同生活援助 グループホーム「やまと」開所</p> <p>平成28年12月 横浜市すすき野地域ケアプラザ 開所</p> <p>平成30年 9月 居宅介護支援事業 「わかたけケアプラン青葉」 事業認可</p> <p>平成31年 3月 こがね町すこやかクリニック 名称変更（旧 わかたけプラザクリニック）</p> <p>平成31年 3月 横浜市富岡東地域ケアプラザ内 認知症対応型通所介護 廃止</p> <p>令和元年 3月 認知症対応型通所介護「わかたけの家三ツ沢」 廃止</p> <p>令和2年 4月 介護老人福祉施設 「わかたけ南」 開所</p> <p>令和3年12月 訪問看護 「わかたけ訪問看護ステーション」 開所</p> <p>令和5年 4月 介護老人福祉施設 「わかたけ都筑」 開所</p> <p>令和6年 4月 わかたけクリニック 開院</p> <p>令和6年 5月 こがね町すこやか内科・内視鏡クリニック 名称変更（旧 こがね町すこやかクリニック）</p> <p>令和6年11月 複合施設「品川区杜松ホーム」指定管理運営 撤退</p> <p>令和8年 8月 介護老人福祉施設 「わかたけ新子安（仮称）」 開所予定</p>
事業内容等	<p>社会福祉事業の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設【若竹苑、わかたけ富岡、わかたけ青葉、わかたけ鶴見、わかたけ南、わかたけ都筑】 ※短期入所生活介護事業も含む ・介護老人保健施設【リハリゾートわかたけ、リハリゾート青葉】 ※短期入所療養介護事業も含む ・サービス付き高齢者向け住宅【わかたけの杜】 ・地域ケアプラザ【片倉三枚、東寺尾、富岡東、沢渡三ツ沢、中川、六角橋、すすき野】 ・認知症対応型共同生活介護【わかたけ西菅田、わかたけ小机】 ・地域活動ホーム【ほのぼの】 ・神奈川区障害者後見支援室【おんぶ】 ・障害者通所支援事業【中川地域ケアプラザ】 ・障害者支援事業協同生活援助【ひだまり、むさし、なでしこ、やまと】 ・訪問介護 【訪問介護わかたけ、わかたけの杜訪問介護】 ・訪問看護 【わかたけ訪問看護ステーション】 ・夜間対応型訪問介護 【訪問介護わかたけ、わかたけの杜訪問介護】 ・居宅介護支援事業【若竹苑、わかたけケアプラン、わかたけケアプラン青葉、

	<p>各地域ケアプラザ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所事業【若竹苑、わかたけ青葉、ケアプラザ（片倉三枚、東寺尾、富岡東、沢渡三ツ沢、中川）】 ・通所リハビリテーション【リハリゾートわかたけ、リハリゾート青葉、夢タウンわかたけ】 ・クリニック【こがね町すこやか内科・内視鏡クリニック、わかたけクリニック】 			
財務状況	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	8,087,332,735	9,113,303,562	9,241,027,148
	総支出	7,914,124,770	8,863,172,474	9,074,068,473
	当期収支差額	173,207,965	250,131,088	166,958,675
	次期繰越収支差額	4,319,056,120	4,569,187,208	4,736,145,883
連絡担当者	<p>個人情報のため、非公開とします。</p>			
特記事項				